

会 議 録 目 次

平成19年第3回海田町議会6月定例会（第1日目）

平成19年6月6日（水）午前9時00分開会

日程第1	会議録署名議員の指名について……………	4
日程第2	会期の決定について……………	4
日程第3	諸 般 の 報 告……………	5
	（1）議 会 報 告	
	（2）行 政 報 告	
	（3）報告第3号 損害賠償額の決定について	
	（4）報告第4号 平成18年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書	
	（5）報告第5号 平成18年度海田町国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書	
	（6）報告第6号 平成18年度海田町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書	
	（7）報告第7号 海田町土地開発公社の経営状況説明書の提出について	
日程第4	承認第3号 専決処分をした事件の承認について（平成19年度海田町老人保健特別会計補正予算（第1号））……………	3 5
日程第5	一 般 質 問……………	3 6
	（延 会）……………	8 8

7. 欠 席 議 員

な し

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	山 岡 寛 次
副 町	長	山 本 義 彦
企 画 部	長	永 海 房 雄
総 務 部	長	園 山 純
福 祉 保 健 部	長	内 田 和 彦
建 設 部	長	児 玉 正 克
企 画 課	長	大 久 保 裕 通
財 政 課	長	臼 井 真
まちづくり推進課	長	木 原 晴 彦
総 務 課	長	植 野 敏 彦
税 務 課	長	朝 倉 登 司 雄
生 活 安 全 課	長	金 子 幹 雄
住 民 課	長	飯 田 義 光
福 祉 課	長	窪 地 満
高 齢 福 祉 課	長	加 藤 一 生
保 健 セ ン タ ー 所 長		岡 田 寿 人
都 市 整 備 課	長	久 保 伸 一
建 設 課	長	畠 山 隆
下 水 道 課	長	野 間 宏 紀
教 育 委 員 長		瀧 川 昌 俊
教 育	長	正 木 洋
教 育 部	長	中 野 潔
学 校 教 育 課	長	青 木 基 秀
会 計 管 理 者		西 本 徹 郎
参 事		新 浜 憲 治

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	飯 森 靖 彦
主 幹	濱 吉 計 守
主 事	中 村 修 介

~~~~~〇~~~~~

10. 議 事 日 程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸 般 の 報 告

(1) 議 会 報 告

(2) 行 政 報 告

(3) 報告第3号 損害賠償額の決定について

(4) 報告第4号 平成18年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書

(5) 報告第5号 平成18年度海田町国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書

(6) 報告第6号 平成18年度海田町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書

(7) 報告第7号 海田町土地開発公社の経営状況説明書の提出について

日程第4 承認第3号 専決処分をした事件の承認について（平成19年度海田町老人保健特別会計補正予算（第1号））

日程第5 一 般 質 問

日程第6 第25号議案 工事請負契約の締結について（海田東第2国信1丁目地区污水管新設工事（19-4）1工区）

日程第7 第26号議案 工事請負契約の締結について（海田東小学校体育館大規模改造・耐震補強工事）

日程第8 第27号議案 海田町土地開発公社の解散について

日程第9 第28号議案 海田町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 第29号議案 海田町公園条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 第30号議案 平成19年度海田町一般会計補正予算（第1号）

日程第12 第31号議案 平成19年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第13 第32号議案 平成19年度海田町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第14 第33号議案 平成19年度海田町水道事業会計補正予算（第1号）

~~~~~〇~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議長（原田）皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、平成19年第3回海田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第14に至る各議案でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（原田）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より、13番、前田議員、14番、住吉議員を指名いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（原田）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月8日までの3日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月8日までの3日間と決めます。

この際、執行部の出席を求めため、暫時休憩を行います。

~~~~~〇~~~~~

午前9時01分 休憩

午前9時03分 再開

~~~~~〇~~~~~

○議長（原田）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

この際、執行部の方に申し上げます。本定例会の会期は、本日から6月8日までの3日間と決しております。

~~~~~〇~~~~~

○議長（原田）日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議会報告でございますが、議会の動きとしてお手元に配付しております3月定例会以降の主なものについて報告させていただきます。

まず、3月28日に平成19年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されましたので、本議会選出の議員であります私の方から、議会の概略についてご報告をいたします。

第1回定例会におきましては、議長、副議長の選挙、会議案3件、選挙管理委員の選挙、人事案件7件、専決処分の承認案件5件、条例案件8件、その他案件1件及び予算案件2件が提案されました。まず、「議長、副議長の選挙について」は、議長に広島市議会議員の土井哲男氏、副議長に福山市議会議員の蔵本久氏が選出されました。続いて、会議案として「議会会議規則、議会事務局設置条例及び広域連合長専決処分事項の指定について」の3件が提案され、全会一致で可決されました。次に、「選挙管理委員の選挙について」は、委員4名、補充員4名が広島市、福山市、三次市、東広島市の選挙管理委員会から各2名選出されました。次に、人事案件として、議案第1号及び議案第2号「監査委員の選任について」は、識見を有する者として広島市中区在住の高見貞四郎氏、議員の中から呉市議会議員の小泉曙臣氏、また、議案第3号から議案第7号「副広域連合長5名の選任について」は、構成団体の首長の中から安芸太田町長、廿日市市長、安芸高田市長、坂町長、世羅町長が全会一致で選任されました。次に、専決処分の承認案件として、まず、議案第8号につきましては広域連合条例15本の制定。内容は「休日を守る条例」「公告式条例」「議会の定例会条例」「監査委員条例」「事務分掌条例」「職員定数条例」「分限に関する手続及び効果に関する条例」「懲戒に関する手続及び効果に関する条例」「サービスの宣誓に関する条例」「職務に専念する義務の特例に関する条例」「勤務時間、休暇等に関する条例」「特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例」「派遣職員の手当に関する条例」「旅費に関する条例」及び「長期継続契約に関する条例」でございます。次に、議案第9号につきましては「一般会計暫定予算」歳入歳出それぞれ1,715万5,000円と定めるものでございます。次に、議案第10号につきましては「公平委員会の事務を広島県に委託することについて」、議案第11号につきましては「広島県市町公務災害補償組合への加入について」、議案第12号につきましては「広島県市町公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び組合規約の変更について」でございます。以上、専決処分した5件について全会一致で承認されました。続い

て、条例案件として議案第13号から議案第20号につきましては「行政手続条例」「情報公開条例」「個人情報保護条例」「情報公開・個人情報保護審査会条例」「人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」「財政状況の作成及び公表に関する条例」「議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」及び「財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例」8件の条例の制定について全会一致で可決されました。次に、その他の案件の議案第21号「広域計画の策定について」及び予算案件の議案第22号「平成18年度一般会計予算」歳入歳出それぞれ1,715万5,000円と定めること、議案第23号「平成19年度一般会計予算」歳入歳出それぞれ6億360万2,000円と定めること、いずれも全会一致で可決されました。

なお、関係資料は議会事務局に保管しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。以上で平成19年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会についての報告を終わります。

続きまして、5月22日から23日まで第32回全国町村議会議長会の議長研修会が行われました。また、6月1日には国道2号東広島安芸バイパス・広島南道路建設促進期成同盟会総会が開催され、それぞれ私が出席をいたしました。

以上で議会報告を終わります。

続いて、行政報告について町長より申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（山岡）皆さん、おはようございます。本日はご多忙のところ、ご参集いただきまして、ありがとうございます。3月定例議会後の行政執行の状況についてご報告いたします。

初めに、水防対策についてでございますが、これから本格的な梅雨の時期を迎え、大雨等による被害が懸念されます。これらの被害を未然に防止するため、それぞれの所管する施設等について、安全確認と災害予防策に万全を期すよう指示しているところでございます。土砂災害危険箇所のパトロールにつきましては、5月24日には職員によるパトロールを実施いたしました。6月11日には県と合同でも実施する予定でございます。また、各種水防工法技術の習得・向上を図るため、5月15日と16日には町職員を対象とした水防訓練を実施いたしました。消防団員を対象とした訓練は6月17日に広島市安芸消防団と合同で実施する予定でございます。これらパトロール及び訓練により、災害が発生したときには迅速な対応をすることとしております。さらに、消防署等の関係機関との連携強化に努め、安心して暮らせるまちづくりを進めていきたいと考えております。

次に、消防事務の委託についてでございますが、4月1日から広島市に委託したことにより広島市の8番目の消防署として安芸消防署が設置されました。5月10日には安芸消防署において、関係市町の議会議員の皆様をはじめ地元代表の方々の出席を得て開所式を開催いたしました。引続き、安芸区民文化センターで市消防音楽隊による記念演奏会が盛大に行われました。

続きまして、海田町交通安全対策協議会を3月27日に開催し、平成22年度までの第8次海田町交通安全計画について承認をいただきました。今後は、この計画に沿って交通安全対策を進めてまいります。

次に、環境の日と定められております6月5日に、海田市駅南口及び北口で環境の日のキャンペーンを行い、海田町美しいまちづくり条例と、6月24日に空き缶等散乱ごみ追放キャンペーンに引続き行う予定の「エーコと瀬野川環境フェア」のPRも行いました。今後も、民間環境団体や町民の皆様と一体となって、美しいまちづくりに努めてまいります。

続きまして、これまで県の旅券センターで行っておりました旅券発給事務（パスポート事務）の手続きが、県からの権限移譲に伴い、6月4日から本町の窓口で行えるようになりました。これにより、町民の方々が近くでパスポートを取得できるようになり、利便性の向上を図れることになりました。

次に、広島市東部地区連続立体交差事業についてでございますが、3月19日に、事業主体である県と合同で事業スケジュールの見直しについて地元説明会を行いました。説明会には53名の参加者があり、地元関係者から多くの質問・要望等が出され、今後事業を行う上での参考になりました。今後も連立本体事業や関連道路の整備などについて地元の意見を反映させてまいりたいと考えております。

続きまして、海田総合公園の管理運営についてでございますが、今年度4月から行政改革の一環として指定管理者制度を導入しており、運営につきましては順調に推移しております。今後につきましては、一層の住民サービス向上を目指し、指導してまいります。

次に、三迫2丁目地内の町道6号線現道整備につきましては、早期整備についての請願が平成19年第1回海田町議会定例会において採択されましたことを真摯に受けとめ、早期に整備してまいります。このため、今議会では用地測量、物件調査、土地鑑定のための委託料の補正を行い、地権者の方と具体的な交渉を始めたいと考えております。



とがないように。毎回毎回、このままですとずっとありますよ、これは。そこらを真摯に受けとめて、もうちょっと何かやり方があるか、ないか、そこらの答弁をお願いします。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（植野）職員の安全運転の教育につきましては、各所属に対して朝礼等で安全運転を毎朝確認するという事、それと、公用車の後部に運転者の氏名を表示するようにして、その責任の所在を明らかにするようしております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。同じようなお尋ねですけれども、事故が起きたら対応せないかんのはわかりますが、この付近の市町、これと、先ほどから言われるように、毎回の様に議会でこの案件が出てくるわけですが、海田町の職員で車に乗る人、約200人ぐらいが対象じゃと思うんですが、そのうち何名乗るかはわかりませんけれども、大体運転に従事される方と、この付近の市町のそういう損害賠償に当たるといふ事故、これに対する頻度の割合はどの辺なのか。もっと多いよとか、もっと少ないとかといふことが数字の答弁の中で明らかになってくるといふ思いますけれども、そこら辺から見て判断をしたいといふふうに思いますけれども、いかがですか。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）近隣の損害賠償交通事故でございまして、頻度については、申し訳ございません、調べておりません。それで、過去の発生状況を見ますと、同じ人間が短期間の間に数回起こすという事例はございません。長い期間の間で1回、以下にとどまっておるといふ状況でございまして。最近では、前回の臨時会から続いております。実はもう一つ、まだ示談に至っていないものが1件ございまして。そういうことで、また次回報告させていただくことになるんですけれども、非常に申し訳ないことではございまして、頻度としてはそう高いものではないと思っております。近隣の市町につきましてはまた調べさせていただきます。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）13番、前田です。同じようなことになるわけですが、先ほども課長の方から嚴重注意をしたと。今の部長の弁をかりれば、頻度が多いんだから、何か注意、注意といふても、それがマンネリ化になってしもうて、きいていないんじゃないか、こういうことなんです。だから、ここらを、例えば今、車に名前を張って運転をさすとかと

いうことだが、それだけでは事故は防げないと思うんです。ですから、前回か前々回ぐらいも言うておるんですが、いわゆるペナルティーが甘いんじゃないかということなんです、今の嚴重注意というのは。だから、少なくとも運転させないとか。今また1つ次が起きておるといのは、全然注意がきいていないんです。これはちょっとたるんでおるんじゃないか、そこらが。単に「おまえ、気をつけて運転せいよ」、これも注意のうちなんです。これぐらいの注意で済むのは、しょうがない、起きたものとは、職員がマナー化しておるんですよ。だから、もっと締めていかないと。損害についてはすべて保険で賄っておりますので、町には影響ありませんと。保険料がかかっておるのに、影響がないというような、そういうような言い方の説明はないと思うんです。もっと真剣に今後これの抜本的に何か策というものは考えておるのか、単に嚴重注意だけで終わりののか、もう1回そこらをはっきり答弁願います。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）今の安全運転の喚起でございますけれども、非常にそういう状況でございますので、先ほども申しましたように、海田警察の方に来ていただきまして講習を受けております。これも恒常的に続けてまいるように計画をしております。それと、実技でございますけれども、非常に不得手な、非常に適応しないような状況にある者がおれば、これは考える必要がございますけれども、職務を遂行する上で車の運転は必須のような状況でございます。それを勘案しましても、とにかく安全運転に心がけるように指導徹底をしてまいります。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）そういうことで、指導徹底する。非常にいいことじゃと思うんですが、その意識高揚のために何か策を講じておるのか、考えておるのかということをおるんです。ただ単に「あんた、気をつけて運転しなさいよ」と、これも注意のうちだから、それですべて解決しておるのか、終わりになっておるのか。そうじゃなくして、例えば何かいろんな教本があるとか、あるいはそういう始末書をとって、単に注意じゃが、今後事故を起こしませんとか、安全運転に注意しますというような一筆とるぐらいのそういう何か策を考えておるのかということをおるんです。ただ単に海田警察で講習を受けたからと。呼んで交通課の人がやったからと。それじゃ、これで事故は全部解消できるか、その辺もあわせて答弁を。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）事故につきましての始末書ということでございますが、これはもちろん事故報告を提出させておりますし、それ以後の心がけについても記入させております。それで、具体の施策をということでございますが、実技指導というのなかなか難しゅうございますので、今、講習であるとか、日ごろの注意の喚起、それから、今申しましたように、車に運転者の氏名を掲示して、より慎重を心がけさすというところの施策を今やっておるところでございます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。私は気になっていたんですけども、運転者の氏名を車の後部に掲示するという、これは果たして安全運転につながるのかどうか。個人保護条例云々もありますし。試行期間で、それでもなおかつ事故が起これば、これは私はやっぱり廃止すべきではないかと。前から、提示するようになったというのを聞いたときから、何でもここまではするのという思いがあったんですけども、それはずっとされていくのか。やはりそれをしても、提示している者が事故をした場合には考え直されるお考えがあるか、1点です。

もう1点は、私が考えますのに、あまりに今回の事故というのは、バックで駐車場に入るのに接触というのは本来あり得ない事故だと思っております。時間的な要素があったのかどうかはわかりませんが、1つの解決方法といたしまして、業務遂行に差しさわるかもしれませんが、免許習得後何年以降の人しか運転できないとか、ゴールド免許の方しか公用車は運転できないとか、この辺の何か規定を、一、二年間に自分の私用の車で事故を起こした方は公用車は運転しないとか、何か町独自の。しかし、安全運転ですので、自分の車で事故を起こしている人というのは危ないわけですので。それと、若葉の方の過ぎて3年間ぐらいは、自分自身を振り返ってみましても、なかなか安全運転までは行きませんので、内規で何かそういった、今まで事故を起こされた方の統計をとってみられて、そこに当てはまる事例がありましたら、私は考えていく必要があるのではないかと思います、その2点、どうお考えでしょうか。

○議長（原田）副町長。

○副町長（山本）毎議会ごとにこうした損害賠償の議案を出させていただくということで、非常に申し訳ないと思っております。1点の、名前を掲示して運転をするということにつきましては、これは以前から運転者の意識を高める、安全運転に心がけるということで、懸案事項であったわけですが、今回こうした中も含めて実施をいたしております。

少し字が小さいなというふうに思っておりますけれども、これにつきましては今後とも運転者の自覚を促すという意味合いの中で、これは継続をしてまいりたいというふうに考えております。

それともう1点、運転者を限定していくということにつきましてご提案もありましたけれども、若葉マーク、免許証を取ったばかりという、まだ運転に自信がないような方、こうした職員が運転をするということにつきましては、これは少し考えていかにゃいけないのじゃないかという思いがしております、若葉マークの期間は自分自身で自分の車で運転をして、それから公用車に乗るといふ、このことにつきましては総務の方で十分検討を加え、その方向で進めていきたいなというふうな思いがしております。

○議長（原田）住吉議員。

○14番（住吉）余りこればかりかかっておったらいけないのですが。嚴重注意というのは口頭注意をしておられるんじゃないかと思うんです。懲戒処分の基準の中でこういうことをしっかり定めていないと思うんです、こういう事故について。やっぱり文書でもっての注意処分もあるし、口頭でやる注意処分もあるんです。そこらを明確にしておくことが1つと、それからもう一つは、17万484円という金額は個人で払えば大きいんですが、町でやれば共済保険か何かの保険金で全額負担するということで、直接腹が痛まないという感じを持っておられるんじゃないかと思っておりますけれども、そうじゃなくて、その保険金はやはり町民の税金から賄われておるといふふうに考えていただきたいと思う。そういうことで、懲戒処分の基準が細かく定められておるかどうかということと、今の嚴重注意は口頭注意であったのではないか。文書ではおやりになっておらんと思うんです、今まで。嚴重注意した、嚴重注意したとおっしゃるけれども。むしろ文書の嚴重注意で町長から、町長室に呼んで「気をつけろ」といふふうなことをしても違ふと思うんです。ただ部長か課長が「まあ気をつけいよ、今度は」といふぐらいで済ませたのでは、何日たってもこういう問題が出てくるような気がするんですが、そこらはどういうふうにお考えか。

○議長（原田）副町長。

○副町長（山本）ご指摘のように、今回の場合は口頭による嚴重注意でございます。今までの取り扱いでいきますと、大体1回目、初めての場合は口頭による嚴重注意、同じ職員が2回そういった事故を起こした場合は文書による嚴重注意、また、3回同じようなことを繰り返せば戒告というような手順といたしますか、そういった思いは持ってお

たんですが、実際にはそうした同じ職員が何回も事故を起こすようなことがたまたまなかったものですから、書類による嚴重注意まで行っていないというような状況です。今後につきましては、今申しましたような、1回目、初めてにつきましても口頭嚴重注意がいいものか、あるいは厳しく町長の方から文書による注意ということがいいものか、そこらあたりを十分に検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。岡田議員。

○3番（岡田）3番、岡田ですけれども、これは多分1人だと思うんですけれども、この事故は何人乗っておられたのか。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（植野）今回の事件につきましては、1人の職員でございます。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）1人で、この前も県庁の駐車場ですか、同じようなことがあったんですけれども、やはり事故を起こすまいと思ったら、1人でなくて2人で、もう一人の方が誘導するというふうな、起こさないためにはそういうふうになってこざるを得んと思うんです。結局そういうふうなことにしてもなかなか、いろいろな、人の面とか経費の面とかがかかりますので、そういうふうなところを踏まえて、もしこの次にあったら1人ではなかなか運転できないぞというふうな格好になってくるんじゃないかと思うんですけれども、そうしたら確実に事故は起こらないと思うんです。やはりそういうふうなものも含めてもう1度教育というんですか、そういうものを徹底してほしいと思うんですけれども。

○議長（原田）副町長。

○副町長（山本）ご指摘のように、今後、事故を起こした職員につきましては当分の間、運転を控えさすとかというようなこと、あるいは職員全体の気の緩み、それは正直なところ、あるんじゃないかというふうな思いもありますので、そういった安全運転に関する講習、指導、これは強めていって、それぞれ職員一人ひとりが交通事故に関して十分な思いで車を運転するよう指導してまいりたいというふうに思います。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）最後に1つ聞きたいんですけれども、先日、遠方から友達が来ました。海田町の駅におりて一番目についたというのが「事故ゼロのまち海田町」と書いてあるんです。本当に事故ゼロなのかと聞かれて、言葉に窮したんです。本当にこういうような、

恥ずかしい話ですよ。それで、いろいろずっともう何年も、これは私が議員になって、この話は同じ問答の繰り返しだと思うんです。ただ言葉を変えて、美辞麗句を並べて言っているだけで、経済的には問題がない、ペナルティーは口頭で指示するだけ、その繰り返しです、結論は。それで、質問するんですけども、この問題についていろいろ研修なり調査なさっていると思うんですが、模範的なまちかどこかへ行って調査なさったことがあるんでしょうか。その辺はどうでしょう。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）職員の交通安全意識といいますか、事故対策について先進の市町の研修はしたことがございません。申し訳ございません。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）そうしたら、やはり関心があることでしょう。よそのいい成績を上げていくようなところに行って、本当に親身になって研究をして改めるべきじゃないんですか。これは今、各議員がおっしゃっているように、全然同じことの繰り返しですよ。時間がもったいないぐらいですよ。その辺はどうですか。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）先ほど佐中議員のご質問にもございましたように、他の市町の状況を調べまして、もしそういう先進的、非常に事故の少ないような市町がございましたら、研究させていただきます。

○議長（原田）ほかに質疑はございますか。久留島議員。

○1番（久留島）本人に注意とか厳重注意とかと言っておられますけれども、地域で優良企業、中堅企業以上の企業は定期的に適性検査とかドライバー研修をやっておられますので、中堅以下の役場の企業がと思われたらその研修はいいかもわかりませんが、やはり定期的に適性検査を実地、あるいは交通法規などの研修を受けられたらどうかと思うんですが。大して費用はかかりませんよ、これは。お願いします。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）交通法規等の研修につきましては、毎年海田警察署の方にお問い合わせいたしまして研修を続ける予定でございます。実地、適性検査につきましては検討させていただきます。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）先ほど質問に「事故ゼロのまち」と海田駅のところにと。どういう意味

でどこにどういう看板がかけてあるか、その答弁が抜けていますが、私も知りたいもので、それをお願いします。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）ロータリーのところに掲げてある旗のことでございましょうか。

○議長（原田）桑原議員、示唆してください。

○6番（桑原）駅の北口にあるでしょう。大きなのがあるじゃないの。それも知らないようじゃ困るということですよ。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）失礼しました。これは「交通事故ゼロ宣言のまち」というスローガンでございます。今、いわゆるこれだけの車社会でございますので、一般的に見て、ゼロというのは恐らく不可能に近い数字だと思います。一般的に言っておりますのは死亡事故ゼロということによっておるとは思いますけれども、そういう趣旨でございます。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

本件については、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第3号については、これをもって終結いたします。

続きまして、報告第4号、平成18年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（山岡）報告第4号、平成18年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書について説明いたします。平成18年度海田町一般会計補正予算（第4号）で決議をいただきました後期高齢者医療制度創設に伴うシステム構築事業ほか6件の繰越明許費について繰越計算書を調製しましたので、報告いたします。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）報告第4号、平成18年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。報告第4号は、平成18年度海田町一般会計補正予算（第4号）で議決をいただきました繰越明許費の繰越計算書を作成いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

それでは、議案書 2 ページの繰越計算書の内容についてご説明いたします。まず、民生費の社会福祉費の後期高齢者医療制度創設に伴うシステム構築事業につきましては、事業完了が19年度になるため、委託料3,280万円を繰り越したもので、財源は国庫支出金が416万1,000円、一般財源が2,863万9,000円でございます。次に、土木費の道路橋りょう費の町道144号線歩道新設事業につきましては、用地取得に予定以上の期間を要し、工事完了が19年度になるため、工事費及び補償費合わせて1,200万円を繰り越したもので、財源は、町債が990万円、一般財源が210万円でございます。次に、町道6号線バイパス整備事業につきましては、事業用地の取得に伴う土地の引き渡しは19年度になるため、用地費及び補償費合わせて929万円を繰り越したもので、財源は、国庫支出金が495万円、一般財源が434万円でございます。次に、町道6号線2工区整備事業につきましても、事業用地の取得に伴う土地の引き渡しは19年度になるため、用地費及び補償費合わせて30万2,000円を繰り越したもので、財源は全額一般財源でございます。なお、議決をいただいた繰越明許費の額より8,000円少ない繰越額となっておりますが、事業費の確定に伴う変更でございます。次に、町道258号線道路改良事業につきましては、用地取得に予定以上の期間を要し、工事完了が19年度になるため、工事費700万円を繰り越したもので、財源は、国庫支出金が472万5,000円、一般財源が227万5,000円でございます。次に、都市計画費の広島市東部地区連続立体交差事業につきましては、広島県において事業を実施しておられますが、事業の一部が19年度に繰り越されることに伴い、県に支払う負担金939万5,000円を繰り越したもので、財源は、町債が760万円、一般財源が179万5,000円でございます。なお、議決をいただいた繰越明許費の額より360万5,000円少ない繰越額となっておりますが、県の事業費の精算による変更でございます。次に、中店小学校線道路改良事業につきましては、事業用地の取得に伴う土地の引き渡しは19年度になるため、用地費及び補償費合わせて1,354万1,000円を繰り越したもので、財源は全額一般財源でございます。なお、議決をいただいた繰越明許費の額より55万9,000円少ない繰越額となっておりますが、事業費の確定に伴う変更でございます。以上で報告第4号、平成18年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書の説明を終わります。

○議長（原田）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。崎本議員。

○12番（崎本）私1人わからんのかもわかりませんが、今の土木費のやつ、144号とか6号とかありますよね。大体どこの位置か、資料を出してもうたら非常にわかりやす

いと思いますが、それが1点。

それで、144号の歩道新設事業というのは多分西浜の分じゃと思いますが、違いますか。それが1点。

(発言する者あり)

○12番(崎本) いや、そういうことがあるから、箇所をね。私がこれを言いたいのは、用地取得が難しいから繰越明許費でやられると。最初から、どういう工事がどういうふうにかかっておるといふ計画的なものはわかっておるはずなんですよ、用地交渉の。そこらの点をどのように考えておられるか。私が言うのは、私は西浜じゃと思っておったんじゃが、南小学校の入り口ならなおのこと、この新設の工事の看板の方が先に先行して、海田町のとんがり帽子がいっぱい並べてあったあの場所だと思います。それは後からはっきり十分わかるように説明してください。あそこなら、いつどのようにこうなつて、工事が済んでから海田町が後をやらにゃいけんというのはわかったことじゃないんですか。これは間違うておっちゃいけんけん、先にその場所と、資料提供がお願いできるかどうか、それをお願いします。

○議長(原田) 建設部長。

○建設部長(児玉) 場所につきましては、ただいまの144号線は南小学校の上り口のところの歩道改良でございます。町道6号線バイパスにつきましては、今の現道ではなくいわゆる新設のバイパスです。現道が町道6号線2工区の整備になっております。それと、258号線、これはいわゆる法務局横の自衛隊の方の費用をもらっていますけれども、その改良工事、交差点改良になります。連立はご存じですから。中店小学校線は、今の中店小学校線の延伸部分、町道4号線と交差する部分についての道路改良でございます。

○議長(原田) 崎本議員。

○12番(崎本) だから、皆さんわかっておって、わかっておられないから、そういう資料を。資料を出すのは、口で言うてもあれじゃけん、資料をつけておったら、こういう質問はないでしょう。

それじゃ、本題に入ります。144号線歩道新設工事です。多分この歩道の入札はもう、海田町の新設工事の入札は済んでおるはずなんです。というのは、あそこへ山陽土地かどこかの土地があったから、その今、宅地工事をするんですよ、多分、理由は。その宅地工事が済んでから、今の海田町が取得した部分の工事をされるのが当然ですよ。海田町が先に工事をして、後から造成工事をしたら、海田町がやった軀体そのものが逃げ

る場合もあるし、位置もちぐはぐになるでしょう。こういうことは最初からわかっていることじゃないんですか。私もおかしいと思うたんですよ。なぜかというたら、海田町のとんがり帽子が長い間、投げてあったと言うたらおかしいんじやが、やってあって、風で飛んだり倒れたりどうのこうのと、じゃじゃくしゃになっておったんですよ。それで、なぜこういうことをするんかというて私は問い合わせを1回したんですよ、業者に。看板があったから、電話をかけて。そうしたら、「いや、もう入札が済んでおるから」と言われるから、「入札が済んでおったら、この工事が済んだ後にするのが当たり前じゃないか」と言うたら、「そうです。そういうふうになっています」と言われるから、それじゃ、計画的に、やってからやるのがわかっておるんじやから、先に入札をかけて歩道新設工事というて看板をかけるのが間違いじゃないんですか。今の第三者の土地所有者と計画を練ってやられるのが当たり前じゃないんですかということをおは言いたいです。それは予算も前年度か、用地取得はその前についておるはずなんです。だから、用地交渉の段から地権者はおるんじやから、しっかりと計画を練ってやるのが当たり前じゃないんですかということをおは言いたいです。その点はどう思いますか。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）これにつきましては、18年度予算で用地費及び工事費を予算化していただいております。当初の計画では、今、議員さんが言われるように、先に業者がやって、その後うちが工事をやるという話の中で、それが18年度の年度内にできるという計画のもとに予算化してやっておったんですが、用地交渉の中で時間を要したということで、工事が19年度に繰り越したということになったものでございます。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）私は何回も言うんですが、寄附を受けた場合は今の用地購入、登記の切りかえや何じゃかんじやはすぐはできませんよ。用地を購入した場合は登記の変更や何じゃかんじやは、用地交渉が済んだ場合でそういう文書の交わしというものはないんですか。18年度に用地を購入しますというて予算化されたら、それじゃ売りますよ、買いますよという両方の総意があつて予算化されるんじやないんですか。見通しですか。見通しでなかったら、そのときに書類か何かは交わしておるんじやないんですか。私はそれを言うんですよ、いつもいつも。寄附の場合は、それは相手方もあることじゃし、寄附してもらうのに、それじゃすぐ判こをくれじゃどうのこうのは、それは難しいかもわかりませんが、用地交渉をして売買する分は事前にそういう承諾書とか何か判こをつか

れるんじゃないんですか。私はどういうふうなあれでなったか知りませんが、造成工事をするのは今真っ最中ですよ。それが済んでから今度やられるんでしょう、今の歩道の新設工事を。そうしたら、工期延長もありますし、いろいろな変更がいっぱい出てくるんじゃないんですか。3月終わりか4月に業者の看板が出ていましたよ。だから、これらの計画というのは事前にぱっとできておったんじゃないんですか。18年度予算で上げたものを今、19年度で繰り越しになる。それはわかりますよ、繰り越しになるのは。相手がおるんじゃないから、それじゃ、その承諾書とか何とか、書類というものに判こを押しておるんじゃないんですか、地主と。海田町は買うたんでしょう、歩道部分を。だから、買うたときにもうそういう話がついておるんじゃないんですかということをおは言いたいです。それが相手方の事情で1年おくれて繰越明許したじゃどうのこうのと。私はそういうことはおかしいと思いますが、その点はどうですか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）崎本議員の144号線の件でございますが、今、建設課長が申しましたように、当初は、6月までには所有権移転登記、いわゆる交渉が妥結して、それから約4カ月で工事を行って、それに引続いて町が行うという話を地権者等としておりました。しかしながら、今言ったように、地権者と、はっきり言えば、非常に資金の関係がございまして、なかなかそういうものができなかったという事情の中で、12月になってやっとそういう状況になってきた。その中で、今度はいわゆる県の申請等、いろいろと非常に難しい面が出てきた中で、本町といたしましては3月に工事の発注を行いまして繰り越しをせざるを得なかったという状況でございます。これにつきましては、以後のことにつきましても十分に注意しながら事業を進めていきたいと思っております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。先ほど説明の中で、議決をして今日繰越明許の計算書を提出したというのがありますが、私の記憶が定かでないから、よくわかりませんが、何ぼかは記憶にあるんです。しかし、基本的には、年度内の中で事業ができないから、次年度に向けて繰越明許とか債務負担行為とか、そういうのが私は基本だろうと思うんですが、何カ月も過ぎて新しい年度になってこうして計算書を出してくる。いつ決めたのかなというのが、今、民生費で1件、土木費で6件というのがあります。何ぼかは私は記憶にあるんです。しかし、いつどこでどういうふう決めて、後ほど出すという説明が私は出てこんのんです。その説明をお願いします。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）繰越明許費につきましては、3月定例会のときに一般会計補正予算（第4号）として第10号議案で提案させていただいております。そのときに上げておる項目がここに掲げております、一般会計については7項目でございます。繰越計算書につきましては地方自治法の規定にございまして、繰越明許費の設定はあくまでも補正予算ですから、年度内、3月31日までに設定をしないといけないんですが、当然、繰り越しをした額の確定というのはそれ以降に確定してきますので、5月31日までに、繰り越しをした事業課の方から町長の方に繰越計算書を提出して、その繰り越した額の確定した額を繰越計算書としてまとめて次の議会で報告するというふうなことになっておりますので、これは先ほど説明でも申し上げましたように、地方自治法施行令の条項の中にそういうふうな規定が定めてありますので、それに沿って報告させていただいたものでございます。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。桑原議員。

○6番（桑原）今のお話、いろいろ回答がありましたけれども、繰越明許費の制度があるから、国庫債務負担行為の制度があるから使えばいいんだというのはちょっと言い過ぎじゃないんでしょうか。今、崎本議員が盛んに、計画がちゃんとなっているのに、計画どおりやっていないで繰越明許費が出るというのはちょっとおかしいですよ。釈迦に説法で、余り言いたくないんですけども、繰越明許費制度というのは、これは会計原則の特例ですよ。だから、なるべくやらないようにしないとイケないですよ。だから、18年度にちゃんと計画どおり工事が進んでおれば、こんなことをする必要はないですよ。そうでしょう。だから、制度があるから、計画なんかどうでもいい、繰り越しゃいいんだというようなニュアンスの回答があったから申し上げているわけですけども。要するに独立原則というのは、その年度の歳入でその歳出を補えと。もう一つは、歳出は当該年度中においてのみ執行できるよという、それが原則なんです。その年度中に支出できない特例をやっているわけですから、その辺、今話を聞くと、制度の話で、あるんだからというのは、なるべくやらないようにしてほしいと思います。今は感情を言ったわけです。

それで、質問をしますけれども、繰入れ制度の設定には5つの条件がありますね。毎年言うことですけども。その中の1つで、財源に拘束されるという大きな問題があるわけです。一般財源で充てられるのが普通なんですよね、これ。現金であるということ

が大前提なんです。釈迦に説法だから、申しません。だから、ここで財源の見通しが確実な確定財源であると。要するに、財源となる現金を添えて翌年度に繰り越せと言っているわけです。予定とか何とかで財源をやるのは初めからやるなというようなことを言っているわけです、いろんなことで。判例とか何かで言っています。そこで、質問するんですけども、未収入特定財源中の国庫支出金、それとか、やはり未収入特例財源の町債、これらは一般財源じゃなくて、現金よりちょっと遠いですよ。これを財源として充てられた理由は何ですか。

○議長（原田） 財政課長。

○財政課長（臼井） 繰越明許費の必要な財源につきましては、財源をもって繰り越すということで、すべてを一般財源で繰り越せということではないというふうに理解しております。当然その事業につきましては国庫支出金あるいは町債というのがついておりますので、これにつきましては、国庫支出金につきましては国の所管の方に補助金の繰り越しについての申請をしております。町債につきましては、町債を借入れる先につきまして繰り越しをしますよということでの申し立てをして、翌年度でそれを、事業が完了したときに申請をして、それぞれ国庫補助金なり起債なりを支出してもらうというふうな形で、そういう手続きを行っておりますので、これにつきましてはあくまでも予定でございませぬ。当然入ってくるものということで考えております。

○議長（原田） 桑原議員。

○6番（桑原） おっしゃることはそうなんです。制度としてはそうです。ですけども、それは先ほど来の議論があるように、18年度中にちゃんと計画が立って、そのとおりにやれば、こんなことが起きるはずはないんです。例えば物の本では、起債の許可が遅延したとか、国の設計承認が遅延したとか、国庫支出金の決定がおくれたとか、よほどのことがない限りやるなと言っているわけです。そうでないのは計画がおかしかったんじゃないかと言っているわけです、ちゃんと。もうわかっているようなことの計画、よほどの事情がないと、繰明とか何とかというのは、国の大きな予算でもそんなにないですよ。80億足らずの予算の中でこんなに繰明が出るというのは、当該年度の計画がおかしかったんじゃないのかと言われてもしようがないと思うんです。あるからやるんだというようなことにつながってくると思うんですけども。毎年繰明が多く出ていますよね。それは結局、工事の計画とか何とかがスムーズにいけないで、繰り越しゃいいんだという感じからではないんですか。今までずっとかなりの繰明計算書が出ていますよね。

減らされる考えはありませんか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）ご指摘のように、繰越明許というのはできるだけしない方がいいわけなんです。先ほど議員の皆さんがいろいろ指摘されますように、相手がありまして、その相手の解決を一日も早くしながら、町の執行に対してできるだけしないような方法で進めておるのが現状でございます。しかしながら、やむを得ずするために今回の繰越明許というのを認めていただくという形で、3月の議会の方でも改めてそのことに触れて、今回正式にこれを認めていただくように判断したわけでございますので、とにかくしない方がいいんですが、やむを得ない場合が今回のこの提案というふうにとめていただきたいと思います。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）やむを得ないからやるんですよ。会計原則の特例なんだから。それが今までのとおりずっと予算額に対して繰明の額が多過ぎるんじゃないかと言っているんですよ。やむを得ないから、やむを得ないからって。今、崎本議員なんかがおっしゃっているように、計画でもうわかっているのに、なぜこんなにおくれたんだと言われても、そういうのをちゃんと正して少なくしようとする努力はなされませんかというように質問しているんですよ。やむを得ないというのはわかりますよ。やむを得ないから特例をもってやっているんだもの。そうでしょう。国庫債務負担行為だってやりますし、継続費だってあるわけですから。それはわかっているんですけども、会計原則の特例だということを忘れないでほしいということです。そのために、現金に近いことを用意しないといけないんですよ、本当は。だから、やむを得ないことであるんだけど、そういうやむを得ないことにならないように、通常の年度内の工事はちゃんとなるべく計画どおり済ませるように、そういう努力をして減らせるようになさることは考えておられませんかと今質問しているわけです。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）先ほど町長からの答弁がありましたように、あくまでも予算を執行するというはその年度のうちに執行したいということでご提案申し上げて予算を調整させてもらっておるわけですから、事業としては、当然事業執行課としては年度内にその事業を完成させたいということで事業に取り組んでおります。これからにつきましても、その年度内に終わるような形で事業を進めていきたいとは思っております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。数年来、繰越金額が多額で、何度も少なくちゃんと当初の予算計上をしないかという質疑はさせていただいたと思います。今回の計算書を見せていただきますと、民生費の社会福祉費と土木費の3の都市計画費、この3事業費につきましてはいたし方ない繰越金額だと私は理解しているわけですがけれども、この道路橋りょう費の6号線バイパス整備事業の繰越金額と町道6号2工区整備事業の30万の繰り越しと。町道6号線は多額の当初予算額で繰越金額900万余りなんですけれども、これだけでしたら年度内に全部できたのではないかなという思いがしているんですけれども、なぜ30万余りも繰り越しをしなければいけなかったのかという件と、もう1件は、工事費の中の1,000万を繰り越すのはどういう事情があったのか、この2件について説明を願いたいと思います。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）町道6号線のバイパス事業につきましては、これは工事ではなくて物件の補償の繰り越しになっております。そして、6号線の2工区につきましては、井戸の補償等が3月31日までに移設できないということで繰り越した状況でございます。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）4番、西田です。144号線の歩道新設工事に関してお聞きしたいんですが、昨年の3月の予算委員会のとときにあそこの現場を見せていただきましたよね。バス停を通過してこのように変更されるんですよという説明を受けたと。そのときにはもうあたかもできるような説明を私らは受けておまして、先ほど、実施計画を立てられて進めていく中で、6月の時点で相手の人と話し合いを持って、その話し合いの時点で何か資金の不足が生じたために交渉が長引いたと。その後また県との交渉で長引いたというふうに理由を説明されたと思うんですが、資金の不足が実際に起きるわけではないんですね。実施計画を立てられているわけですから。それは相手方の資金のことを言われているのか、町の資金のことを言われているのか、そこが明確でないので、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）相手方地権者の資金の関係で非常におくれたということでございます。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）歩道工事の買収をかけるのに、相手方の資金が不足するというのがちょっ

と私は理解できないところがあって今質疑させてもらっておるんですが、町がお金を払うんじゃないんですか。買収をかけるんですから。相手方が何の意味の資金がかかるのか、そこら辺が不明確なので、お願いします。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）この件につきましては、用地を町が取得する以前に、いわゆる公用廃止等でその区域内の町有地等を売却するという関係も1つございました。それと、造成工事等の、はっきり言えば資金等も含めまして、全体的に資金等の関係ですべての予定の事業そのものがおぐれてきたという事情でございます。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）それは、造成工事に関しては基本的には町負担のものではないんですか。それが1点。

それと、代替地を持たないといけないような話が出たというのがもう1点、わからない点があります。

それともう一つは、一番気になるのは、昨年度の時点で、今までPTAでいろいろ要望書を出しながら、あそこの交通安全の確保をする、そのサービスがやっどできてくるんだなというふうに理解しておったんです。ところが、年々サービスがおぐれてくる。基本はやはり税をいただいてサービスをするのが行政の基本じゃと思うんです。それが、サービスがおぐれてきている、ここをどのように考えておられるのか。以上3点、済みません、もう少し詳しく説明していただけますか。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）資金の件につきましては、資金といいますのは、地主の方が造成をされる、開発行為を出されるわけですが、その中で資金計画などを添付して出すような形になっておりますので、そういう関係で開発などの申請がおぐれて現在に至ったというような状況でございます。

それで、サービスがおぐれるということですが、18年度当初予算で現地を見ていただいて、そのときには用地買収と工事もやるということでお話しさせていただいたんですが、そのときには地主さんとの話でも、あそこを開発するということで、向こうが造成が済んだ状態だけでは、道路ができていないと宅造の方も完成にならないということで、やっぱり開発と造成と道路の方も、歩道をつくることもセットのような形になっておるという状況で、うちの方も一緒に合わせてやるということで計画しておったんですが、

いろいろな事情によりましておくれて現在の状況になったわけで、申し訳ないとは思っております。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。三宅議員。

○2番（三宅）2番、三宅です。私は町道258号のところ、予算が5,130万ということで、700万が繰り越しということで、近くなので、よく見ておりました、手前の方は建物と用地、奥の方は建物と用地の一部ということで、奥が解体して、手前が奥に行つてという順序だったんですけれども、交渉の上でどんどんすれば済むと見ていたんですけれども、その移動とかということがあったんですけれども、交渉とか立ち退きとか、ざっくばらんなところ、おくれた理由、それをもう1度お聞きしたい。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）先ほど三宅議員がおっしゃったように、いわゆる後ろの用地に前の方が動くということで、非常に普通の構外再築以上に工期を要したということで、今の、うちの工事等がどうしても3月31日までに完了しないということでおくれた理由でございます。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）これは先ほどの用地取得がおくれてということで700万ということで、私が見ておいて、3月の末までには建物をばらして何もなくなったという状態になっておるので、この700万は道路の拡幅の方じゃないかと思うんですが、そうではないんですか。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）繰り越しさせていただいておりますのは工事費でございます。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）もう一つは6号の2工区ですけれども、これは予算で701万のあれで井戸の30万ということで、井戸をどういうことで繰り越しになったのか。全部、残30万、年度内に片づかなかつたのか。701万の中で30万ということですが、井戸は難しいことになったのかどうか、それを聞いておきます。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）井戸につきましては、井戸を新たな場所に掘るわけですが、その時期というのがやっぱり渇水期の時期、冬場の時期でないといけないということで、ちょっと時期がずれたもので、繰り越しをさせていただきました。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

本件については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第4号については、これをもって終結いたします。

続いて、報告第5号、平成18年度海田町国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（山岡）報告第5号、平成18年度海田町国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書。平成18年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）で議決をいただきました後期高齢者医療制度創設に伴うシステム構築事業の繰越明許費について繰越計算書を調製しましたので、報告いたします。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）住民課長。

○住民課長（飯田）それでは、報告第5号、平成18年度海田町国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明をいたします。報告第5号は、平成18年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）で議決をいただきました事業の繰越明許費の繰越計算書を作成いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

それでは、議案書3ページの繰越計算書の内容についてご説明をいたします。後期高齢者医療制度創設に伴うシステム構築事業500万円は、医療制度改革に伴う後期高齢者医療保険対象者と国民健康保険対象者の双方突合の情報交換を行うためのシステム改修が平成19年度になるため、委託料を繰り越したものでございます。財源につきましては、国庫支出金が250万円、一般財源が250万円でございます。以上で報告第5号、国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書の説明を終わります。

○議長（原田）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

本件については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第5号については、

これをもって終結いたします。

続きまして、報告第6号、平成18年度海田町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（山岡）報告第6号、平成18年度海田町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書。

平成18年度海田町介護保険特別会計補正予算（第4号）で議決をいただきました後期高齢者医療制度創設に伴うシステム構築事業の繰越明許費について繰越計算書を調製しましたので、報告いたします。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）それでは、報告第6号、平成18年度海田町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。報告第6号は、平成18年度海田町介護保険特別会計補正予算（第4号）で議決いただきました繰越明許費の繰越計算書を作成しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

それでは、議案書4ページの繰越計算書の内容についてご説明いたします。後期高齢者医療制度創設に伴うシステム構築事業257万8,000円は、医療制度改革に伴う後期高齢者医療保険料と介護保険料相互の情報交換を行うためのシステム改修が19年度になるため、委託料を繰り越したものでございます。財源は、国庫補助金が95万7,000円、一般財源が162万1,000円でございます。以上で報告第6号、介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の説明を終わります。

○議長（原田）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。さっきの5号と6号と関連をしておるんですが、後期高齢者のシステムという、想像はできるんですが、対象者を振り分ける、今後の保険料も含めてそういうシステムの構築というのがありますが、コンピュータだろうと思うんです。しかし、考えるのに、海田町で2,300人でしたか、対象者がおられる。合わせて金額は750何万。こんなに金がかかるのかなというふうに私は不安に思うんです。この計算書の基礎になる数字、例えば基本があって人頭割でいっておるんだろうというふうに思うんですが、1人当たりに対して幾ら負担というようになってきておるのかどうか、それをお尋ねします。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤） このシステムの改修につきましては、その費用につきましては介護保険と後期高齢者、また国保の医療相互の住民情報でありますとか、料の情報でございますとか、そういうものに対するものでございますけれども、各市町とも現在の導入しておりますメーカー等で多少の上下の額はあると思うんですけれども、まず一般会計の方は、これは後期高齢者の本体の賦課とかその他いろんな管理に要するものでございまして、その内訳等については私らの方で把握はしておりませんけれども、国保と介護につきましては今の住民情報と料の、これは特徴なんかでトータルで2分の1を超えないものであるとか、いろんなそういうものを後期高齢者その他で把握するためのものでございますので、これが1人当たりどれぐらいであるかとか、そういう示しは特に我々のところに来ていないので、はっきりと額をよくお答えしないのが現状でございます。

○議長（原田） 佐中議員。

○15番（佐中） わからんということはわかりました。だけれども、予算をこうして出される、あるいは計算書が提出されるということについて、やっぱり基本単価、どういふシステムでこうなって、これだけ請求があったからこうなったという概略を、今聞くと、介護もある、老人もある、国保もあるという負担を見れば、私は、該当する人は幾らかというたら2,300というように記憶しておるんですが、相当金が必要になってくるなというように思うんですが、それだけ、1人1万円ぐらいかかるような仕組みになってきておるなというように。そこまで費用をかけてシステムを構築せにやいかんのかなと不思議に思うんです。だから、そこら辺がわかったら教えてほしいという質問なんです、いかがですか。

○議長（原田） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田） いわゆる目に見にくいところのシステム改修でありますけれども、一般的にシステム改修は人数等ではなく、あくまでもそのシステムを改修して、それに伴ってそこに人を入れ込んでいくということになりますので、個別単価については出てきませんけれども、あくまでもシステム改修に伴う基本的なパッケージ、これにつきましては全国的に大手3メーカー、日立、NEC、富士通になってきますけれども、この3メーカーがシステム改修を行います。それに伴って、今度それを導入している市町の状況に応じてそれぞれが負担をしていくというのが一般的でございます。それを踏まえて国の方は人口1人当たり何ぼの補助金を出すということですので、このシステム自体も、これは全国的に後期高齢者制度が始まりますので、それに伴って各市町も現

状の住基情報等と保険料徴収システム関係も一体的に進めていかんやいけないということ踏まえて、各市町も本町と同じような状況でもって各電算開発メーカー、システムメーカーとそういう負担をしているというのが現状でございます。

○議長（原田）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

本件については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第6号については、これをもって終結いたします。

続きまして、報告第7号、海田町土地開発公社の経営状況説明書の提出について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（山岡）報告第7号、海田町土地開発公社の経営状況説明書の提出について。地方自治法第243条の3第2項の規定により、海田町土地開発公社の経営状況について報告するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）それでは、海田町土地開発公社の経営状況についてご説明申し上げます。お手元の「経営状況説明書」をお願いいたします。

まず、平成19年度の予算、資金計画からご説明申し上げます。1ページの第2条をお願いいたします。今年度は前年度と同様に、用地取得の案件もなく、公社の解散に向けて事務を進める予定でございますので、この条項を予算とするため、収益的収入及び支出としております。まず、平成19年度予算の収入でございますが、第1款事業外収益、第1項受取利息として、資本金、基本財産の利息を合わせて3万1,000円を予定しております。次に、支出でございますが、第1款販売費及び一般管理費、第1項販売費及び一般管理費といたしまして、理事報酬や事務費などで25万8,000円を予定しております。また、第2款、第1項予備費として10万円を予定しております。2ページをお願いいたします。第3条の資金計画でございますが、受入資金を1億5,272万6,000円とし、支払資金を35万8,000円とするため、差引き予定額としては1億5,236万8,000円の資金が残るものとしております。以上、平成19年度の予算並びに資金計画についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、平成18年度の決算についてご説明申し上げますが、この決算につきまし

ては5月25日の公社理事会におきまして承認をいただいております。それでは、決算書の1ページをお願いいたします。まず、1の総括でございますが、平成18年度は町からの用地取得などの依頼もなく、休止状態であったため、資本金、基本財産の受取利息と販売費及び一般管理費の計上のみとなっております。次に、庶務事項でございますが、表のとおり3回の理事会を開催し、承認、可決をいただいております。

2ページをお願いいたします。18年度は用地取得を行っておりませんので、公有地取得事業収益も借入金もございません。ここでは収益的収入及び支出の収入としておりますが、収入の決算額は2万1,164円となっております。3ページをお願いいたします。収益的収支の支出でございますが、支出の決算額は21万300円でございます。

次に、4ページの平成18年度の損益計算書をお願いいたします。これは、年度内すべての収益と、これに対応する費用を記載いたしまして、その期の損益をあらわしたものでございまして、18万9,136円の純損失となっております。なお、純損失は人件費を含む経費から受取利息を差引いた額となっております。

次に、5ページの貸借対照表をお願いいたします。これは、平成19年3月31日現在のすべての資産、負債、資本を記載したもので、資産の合計額は負債の合計額に資本の合計額を加えたものでございます。それでは、まず資産の部でございますが、流動資産合計は1億5,270万7,206円となっております。これにつきましては、附属資料の9ページをお願いいたします。9ページに財産目録として掲げてありますので、ご参照いただければと思っております。次に、負債の部でございますが、短期預かり金、未払費用ともにゼロで、流動負債合計はゼロ円となります。6ページをお願いいたします。資本の部でございますが、基本金200万円は町からの出資金でございます。次に、準備金でございますが、前年度決算におけます準備金の1億5,089万6,342円から当期純損失18万9,136円を差引いた1億5,070万7,206円が準備金合計となります。資本の合計額は、基本金を加え、1億5,270万7,206円となっております。また、負債と資本の合計1億5,270万7,206円が、5ページにあります資産の合計と同額となっております。

7ページの剰余金処分計算書をお願いいたします。ここでは1億5,070万7,206円を準備金として処分することとしております。

次に、8ページをお願いいたします。財産目録でございますが、表の一番下の差引純財産は、先ほど貸借対照表でもご説明申し上げたとおり、準備金と基本金の合計額1億5,270万7,206円が純財産で、資本の合計額となっております。

また、このたびの決算報告書から、資料といたしましてキャッシュ・フローを添付することになりましたので、10ページに添付し、資料最後のページに平成18年度の決算監査報告書を添付しておりますので、ご参照いただければと思っております。

以上、簡単ではございますが、平成18年度海田町土地開発公社の決算についての説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。2点、質疑いたします。1点は、平成18年度の決算書の2ページなんですけれども、当初予算額、受取利息3,000円計上で決算額2万1,164円といたしますと、先ほどの9ページの財産目録の各銀行への貯金額が出ているんですけれども、利率がどれほど変わって、3,000円計上をどれだけの利率を考えられていて、決算額2万1,164円はまずどれだけの利率であったのか。

そして、同じ利率なんですけれども、今度は平成19年度の、資金計画の1ページなんですけれども、今回の利息は3万1,000円を計上されているわけですが、この計上根拠、解散した場合、どれだけの期間で、また、利率が上がっていないと3万1,000円にはなりません、この3万1,000円を計上されている理由。

もう1点は、今度は販売費及び一般管理費なんですけれども、決算額の3ページ、当初予算21万2,000円で、21万円の計上、決算額なんですけれども、今回の19年度の計画ではもう解散するのにもかかわらず25万8,000円を計上されているんですけれども、この内訳をお願いいたします。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）まず、1点目の利率の問題でございますが、9ページをお願いいたします。ここには広島銀行をはじめ4つの金融機関に定期貯金並びに普通預金、それと決済用の普通預金をやっております。それで、今の利率でございますが、その当時、普通預金は0.002%程度で計算をしておりました。利率が変動いたしまして、現在では0.2%となっております、普通預金の。これは変動でございますが、現在が0.2%ということ。それと、定期預金につきましては大体2年の定期で預けております。定期預金につきましても利率がかなり上がっております。それで、当初0.05%であったものが、現在では0.4%から0.35%に随分上がっております。その結果がこの予算と決算の差になっておるといふふうに理解していただければと思います。それと、郵便貯金につきまし

てはまだ2年が来ておりませんので、0.06%の利率でございます。

それと、3万1,000円の資金計画の根拠でございますが、基本金の利息が2,000円、基本財産2万9,000円が内訳としております。これにつきましては、普通預金が今は変動でございますので、一応0.1%で見えております。それと、定期が0.0192で見させていただきまして、3万1,000円を予算計上させていただいております。

それと、資金計画の25万8,000円でございますが、これは解散の手続きに入りまして、18年度の決算報告、理事会もありますし、監査も2回受けねばならないということ等々があります。それと、手続きの中で要するに解散の公告を官報でもって3回ほどしなさいというものがございまして、これが約10万円ほどかかっております。そういう関係で25万8,000円というものが出ております。以上でございます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）歳出の方は理解できました。利率なんですけれども、18年度の決算の利率が2万1,000円ですか、それほど時間がたたず3万1,000円と、1万円も増額にされているというのはやはり、今の説明でいきますと、根拠があって、決算、解散のときにこれは入る見込みは大と判断していてよろしいのでしょうか。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）先ほども説明させていただきましたように、郵便局の定期預金も期限が来ますので、それらも新しく契約するとか、そういうことでありましたら当然利率もアップすると。それらをトータルで見込ませていただいて、19年度においてはこのぐらいの収入が入る、利息が入るといふふうにさせていただいております。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。岡田議員。

○3番（岡田）3番、岡田です。去年の理事会が3回行われた中で、平成19年1月31日の「今後のあり方について」ということで、解散のことが出たんだと思うんですけれども、そこで理事の方からどういうふうな意見が出たかというのをお願いいたします。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）公社のこれまでの経緯、それと、今、解散という、町がそうなるのではないかというようなことの理由、そういうものを順次説明いたしまして、理事さんも、要するに決算と予算だけの事務執行でございますので、なかなか釈然とせんという部分がこれまでもございました。そういうことで、おおむね解散もいたし方がないということが大体の意見でございました。ただ、残余財産、これにつきましては土地取得

で得た利益でございますので、町のための土地取得に関連するようなものに、形は何であれ、そういう財源にさせていただきたいというものが出てまいりました。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。桑原議員。

○6番（桑原）3点ばかりお願いします。まず第1点は、3年間いろいろ1億5,000万を遊ばしているのはもったいないということで言い続けてきたんですけれども、そのことについて、毎年いろいろ運用といいますか、そういうものについて検討するということになっていたんですけれども、18年度で大体どのような検討をなさったのか。

2番目に、3ページに不用額が出ていますね、10万1,700円。これはどういう処理をなさったのか。

3つ目は、18年度の決算、要するに人件費が増えて、経費が減って、受取利息が増えたということで損失が出ているわけですね。そこで、人件費は大体どういう内容のものなんでしょうか。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）3年間そのままの状態で放置していたということで、どういう展開を検討しておったのかというまず第1点目でございますが、ご承知のように、公社の要するに先行取得につきましては、町からの用地取得の依頼があつて初めてそういう活動がなされるという根本的な性格がございますので、公社が独自で、例えば広島市のように独自の事業をやつて開発をしたり、そういうことをして財産を取得しようということは、これからもそうなんです、これまで全然町の方では、組織の規模もありまして、やっていないということでございますので、町のそういう判断をお待ちしておったということでございます。

それと、3ページの不用額についてでございますが、ご承知のように、企業会計におきましては予算は予定額ということで一応その枠をとらせていただいております。それで、決算が重要になってまいります。それを踏まえまして、ここにあります不用額10万1,700円については各々の費目、それによります例えば人件費、そういうものもありますし、経費、その中の、基本的に事業を進めておりませんので、主たるものは人件費、そういうもの、これにつきましては1人当たり6,100円の計上をさせていただいております。それで、会議につきましても、欠席者がおられたり、そういうこともありまして、こういう不用が各々出てまいったというものでございます。

それと、人件費の内容は、今も申しましたように、ほとんどが要するに監査の監事さ

んの報酬、それと理事さんの報酬、それを年2回、会計監査が1回、それで計上させていただきます。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）1億5,000万については要するに検討なさったような跡がないということですね。しようがないというんですか、ほかに運用することは考えておられなかったんじゃないですかね。できない、運用しようと思ったら制限がかかって、どうしようもないんですかね、これは。それがまず第1点。

それと、不用額でしょう。10万1,700円は結局どういう処理をなさったんですかというのを聞いているんです。解散になることが大体わかっている。10万1,700円はどうなるんでしょうかということが聞きたかったんです。

それと、人件費ですけれども、14万円ぐらいは皆、今の話だと検査官への費用というように解しているんですね。そういうことですね。

○議長（原田）副町長。

○副町長（山本）残余財産の1億5,000万の運用は考えなかったかということでございますが、先ほど担当課長が申しましたように、海田町の土地開発公社は町の依頼に基づいて土地を先行取得していくという性格のものでございまして、町の方から土地の先行取得の依頼がなければ、そういったことは実施しない。要は、この1億5,000万を運用する機会がなかったというふうにご理解いただきたいと思います。

それから、人件費の部分につきましては、理事並びに監事、これの出席手当というふうにご理解いただきたいと思います。

不用額の部分につきましては担当課長の方からお答えをさせていただきます。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）ただいまの10万1,700円の不用額についてでございますが、要するにこれは不用額でございますので、処理と申しましても、会計上この不用が出ますと準備金の方に入ってまいります。そういうことで、これが当年度の資産合計として残ってくるというものでございます。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

本件については、地方自治法第243条の3第2項の規定により議会に報告すべき義務

を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第7号については、これをもって終結いたします。

これにて諸般の報告のすべてを終了いたします。

暫時休憩いたします。再開は11時15分。

~~~~~〇~~~~~

午前10時54分 休憩

午前11時15分 再開

~~~~~〇~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

日程第4、承認第3号、専決処分をした事件の承認についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）承認第3号、専決処分をした事件の承認について。専決処分をした事件の承認につきましては、平成19年度海田町老人保健特別会計補正予算（第1号）として、歳入歳出それぞれ1,233万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億2,099万8,000円とするものでございます。特に緊急を要するため、議会を招集する時間的な余裕がないことから、地方自治法の規定により専決処分したものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）それでは、承認第3号、専決処分をした事件の承認についてご説明いたします。お手元の承認第3号と老人保健特別会計補正予算（第1号）及び資料1の「補正予算説明書」をお願いいたします。平成19年5月25日に専決処分しました平成19年度海田町老人保健特別会計補正予算（第1号）を地方自治法第179条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。専決処分しました内容は、平成18年度老人保健特別会計において支払基金交付金、国庫負担金及び県負担金の交付がそれぞれ法定負担額を下回り、その不足分が19年度交付に持ち越されたことにより、歳入全体で1,233万3,000円の不足を生じたものでございます。以上の理由により、地方自治法施行令第166条の2の規定をもって19年度の歳入を繰り上げて18年度の歳入に充てる繰上充用を行う必要が生じ、専決処分させていただいたものでございます。

補正予算の内容につきましては、資料1の2ページをお願いいたします。5款、1項、1目の繰上充用金、22節の補償補填及び賠償金については、先に説明しましたとおり、

交付額が予定額を下回ったことにより、18年度の歳入不足を補うため、1,233万3,000円を追加するものでございます。1ページをお願いいたします。歳入につきましては、1款支払基金交付金、2款国庫支出金及び3款県支出金、それぞれ19年度交付に持ち越された不足分の追加をするものでございます。

次に、補正予算（第1号）をお願いいたします。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,233万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ23億2,099万8,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより承認第3号について採決を行います。お諮りいたします。

承認第3号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、承認第3号は原案のとおり承認することに決定いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時25分。

~~~~~○~~~~~

午前11時19分 休憩

午前11時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

日程第5、一般質問を行います。質問の通告がありますので、受付順に順次発言を許します。14番、住吉議員。

○14番（住吉）14番、住吉でございます。本日は3問ほど質問させていただきます。今朝の町長の行政報告で、水防対策と交通安全対策を重視して進めてまいりたいというふうな報告がございました。私も3問のうち、その水防対策とか交通安全対策を重視して質問するようにいたしております。

まず1番は、下水道の幹線への接続の指導ということについて質問をさせていただきます。3月の予算審査特別委員会におきまして質問し、驚いたことがございます。その質問の答弁で、下水道関係の職員が主で、町長はちょうどその時間ご不在でございました。同時に、他の部課長も出席しておりませんので、若干掘り下げて質問させていただきます。予算審査の委員会でのその驚いた答弁というのは、月見町及び日の出町地域の中小企業4社が工業排水を下水道に接続していないということでございます。全く驚きの答弁でございました。そのほかに、畝2丁目地域の企業にも接続していないところがあるという情報を得ております。同時に、私の住んでいる方の南明神町地域にもあるようです。この話をしておりますと、「いや、うちもしていないよ」というようなことがあります。この問題を取り上げるわけですが、まず1番目に、これらの企業の未接続の下水道料金をトータルすると総額どのぐらいになるかということをお尋ねいたします。

2番目に、その接続が原因かどうかは定かではありませんが、昨年未まで尾崎川の水が非常にきれいになったと。下水道の工事の状況が進捗しまして、きれいに澄んで底まで見えるようになっておったと。そして、ボラの子はイナというんですかね、もう30センチも40センチもあるようですから、ボラかもわかりません。これが200匹ぐらいの群れをなして、その何十という群れが回遊しておるんです。だから、何千匹ということですね。同時に、グッピーとかいますが、メダカのような小さな魚、これは真っ黒くなるほど、何万というほど泳いでおりました。これが、今年になって水が濁り、魚が一匹も来なくなりました。このことについて生活安全課には2回も、今は川底が真っ白くなっておるんです。それで、水も白く濁っておるといふような状況で、調査を申し出ておりましたが、一向に回答はございませんでした。今、環境破壊は時の焦点であります。その後、この私の申し出たことについてどのように対処されたのか、本当に水質検査をしたのかどうかというようなことについてお答え願いたいと思います。

3番目は、尾崎川の雨水水路の吐き出し口が8カ所ないし9カ所、8本か9本、上流から流れて出て尾崎川に流入しておるわけでございます。それらの吐き出し口を保健所かどこかに、そういう担当する県の課あたりをお願いして水質検査をしてもらえば、汚染源がどこであるかということが明瞭にわかるのではないかと考えております。そういうことをやって、その結果、どこどこに汚染源があると。その付近の企業に強硬に下水道に接続してもらおうということを要求していったら効果があるだろうと思う

んです。まず、下水道の幹線に未接続のことについて、この3点をお願いしておきます。

2番目は、自主防災組織の充実ということにつきまして。最近、世界各地で想定外の大規模災害が頻発しております。また、国内においてもしょっちゅう震度4とか3とかというような地震が頻発しております。想定外の災害が起きた場合には、町の行政の能力のみでは町民の命を守り切ることはできないというふうを考えるわけでございます。そのためにはやはり何といたっても自主防災組織の充実が重要であります。現在の自主防災会とかというのはせいぜい初期消火訓練とか救急救命法の訓練程度しか行っていないのが現状ではないかと思えます。海田町内もそれぞれの地域の特性を把握して、災害を想定し、地域ごとに具体的な防災計画をつくって訓練し、住民に徹底しておくことが重要であります。私が総務文教委員会に属したときに、徳島市の消防局に防災計画の研修に行きました。そして、帰ってきて17年の9月の議会の一般質問で取り上げておりますが、徳島市においては、ボランティアの防災指導員を募集して、その指導員に教育を行った後、地域の防災指導に当たっていると。したがって、我がまちもこれを採用するに値するのではという質問をいたしましたところ、町長は、自主防災組織の充実は非常に重要であるから、中核を担うリーダーの養成に取り組んでいきたいというふうにお答えになっておりますが、まだ実現されていないように私は思うんですが、このことについて今後いかにお取り組みになるかをお尋ねいたします。

次に、3番目は学校教育ということにつきまして、非常に重要な問題で、私は常に重視しておるんでございますが、記念式典などにおける国歌の斉唱ということについてお尋ねいたします。先般4月22日の海田西中学校の開校20周年記念式典が行われましたが、来賓多数を招待し、全生徒も出席し、保護者の一部も出席しておられました。そして、厳粛かつ盛大に行われました。その際に私が誠に残念に思いましたのは、開会に当たり当然国歌を斉唱するものというふうに期待をいたしておりましたが、残念ながら、国歌を斉唱せず、校歌の斉唱から始まりました。小・中学校の学習指導要領には「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに国歌を斉唱するよう指導するものとする」というふうに示しております。入学式や卒業式「など」とあり、入学式や卒業式に限定するものではありません。また、「その意義を踏まえ」というふうに示しておりますが、この20周年記念式典というのは誠に意義深い式典であるというふうに私は考えております。その点において、校長は新任でありますので、この際しっかりそういうことの指導をお願いしたいと思っておりますが、そのお考えについてお尋ね

いたします。

2番目は、町内及び近隣の高校生の交通違反行為が目立ちます。これは町民に危害を与えるおそれもありますので、ひとつ高校生のそういうこと、規則を守るという精神をしっかりと養わせるために、特にこの国の将来を担う高校生でございますので、社会人とか、または国民としての基礎的事項でありますので、まちを挙げて指導に取り組んでいただきたいというふうに思いますが、この点をいかにお取り組みになりますか、お尋ねいたしまして、質問を終わります。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）住吉議員ご質問の1点目、2点目、3点目の2番については私から、3点目の1番については教育委員会から答弁をいたします。

まず、下水道の幹線への接続の指導についての質問でございますが、1点目の月見町及び日の出町地区の未接続企業の下水道料金については、それぞれの企業の水道使用形態等がわかりませんので、現段階では年間の下水道使用料については試算できない状況でございます。なお、現在の水道使用量から単純に計算いたしますと、下水道料金は年間約2,400万円になると思います。また、畝2丁目地区の企業につきましては現在のところ接続していただいておりますが、供用開始区域になった企業に対しては早急に接続していただくようお願いをしており、各企業において検討していただいている状況でございます。なお、本地区につきましては井戸水を使用されていること、また、それぞれの企業の水の使用方法等が不明でありますので、年間の使用料については試算できない状況でございます。

次に、2点目の尾崎川の調査の申し出に対するその後の対応については、申し出がありましたので、経過観察を行っております。町民サービス室が、不定期ではありますが、尾崎川の水質については現地に行くたびに確認をしており、白濁水もなく、最近、ボラ等の魚も確認できておるといふふうに聞いております。

次に、3点目の未接続企業等への取り組みについてでございますが、これらの企業につきましては、会社訪問等を行い、11社のうち現在3社に接続していただいたところでございます。また、他の企業につきましても接続を検討していただいております。いずれにいたしましても、企業だけではなく一般家庭におきましても、水洗化は公共用水域の水質の改善につながるもので、町民の皆様が快適な生活が営めるよう、接続率100%を目指し、今後とも一層努力してまいります。

続きまして、自主防災組織の充実についての質問でございますが、大規模災害発生時の自主防災組織の重要性については、議員ご指摘のとおりでございます。町といたしましても事あるごとに結成を呼びかけておりますが、その結成率は約60%にとどまっております。自主防災組織の結成や活動の活性化については、自分たちの地域は自分たちで守るという、地域住民の皆さんによる機運の醸成が必要不可欠でございます。今後とも防災組織の必要性を説きながら、地域の特性や実情に応じた訓練が実施されるよう、安芸消防署と協力してまいりたいと思っております。また、自主防災組織のリーダー養成については、自主防災組織の結成や、活動の定着化に努めているところでありますが、リーダー的人物の発掘や養成にまで至っておりません。今後、県の実施する自主防災組織リーダー研修会への参加を積極的に呼びかけるなど、その育成強化に努めたいと思っております。

次に、学校教育についての質問の第2点目、高校生の交通違反的行為に対する町の取り組み方針につきましては、高校生の交通違反的行為について個々の状況を把握しているわけではありませんが、登下校時の交通マナーの悪さについて指摘される声は一部届いております。このような行為は、みずからが交通事故の危険性にさらされるだけでなく、一歩間違えれば一般住民の方がその巻き添えにならないとも限りません。学校、警察、交通安全協会や交通安全運動推進隊などと連携して指導・啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、3点目の1番につきましては教育委員会から答弁をさせます。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）記念式典での国歌斉唱についてお答えいたします。海田西中学校の創立20周年記念式典は、学校がPTAと実行委員会を組織し、実施したものでございます。こうした記念式典での国歌斉唱については、ご指摘のように、学習指導要領は、教職員は入学式や卒業式などにおいて、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導することが規定されております。教育委員会といたしましては、国歌の斉唱指導は、諸行事の意義を踏まえた上で適切に対応するよう指導してまいりたいと考えております。

○議長（原田）住吉議員。

○14番（住吉）再質問をさせていただきます。尾崎川ですが、11社というのは、この前、私が予算審査特別委員会で質問したときに11社だったんです。それ以後に増えておると

思うんです。私が調査しましても増えておるから。まず1番に、何社ぐらい未接続があるのかという点をお答えください。生活安全課長は来ておりますか。何社あるか、お答えください。

○議長（原田）下水道課長。

○下水道課長（野間）今、下水道の接続可能企業でございますけれども、大小合わせて約36社ぐらいあると思います。それで、3年過ぎた未接続企業につきましては26社ぐらいあると思います。それと、今おっしゃられた、尾崎川へ流す企業でございますけれども、全体で尾崎川流域の企業としましては17社ぐらいあると思います。

○議長（原田）住吉議員。

○14番（住吉）昨日、私がある人と会ってましたら、生活安全課長が尋ねてきて妨害したんですが、その課長にはもう何カ月も前に、非常に汚れておる、真っ白になっておったんですが、今はもうその白いのは直っていますが、調べてくれんかと言うておるのに、全然調べなかったんじゃな、あなたは。まずそれを聞かせてください。

○議長（原田）生活安全課長。

○生活安全課長（金子）経過観察は行っておりましたが、その結果についてのご報告をしなかったことは大変申し訳なかったと思っております。

○議長（原田）住吉議員。

○14番（住吉）報告がないということは、調べていなかったということになるんです。調べてくれと言うたら、ちゃんと調べて。私もあの付近の住民の皆さんの代表として出しておって、その意見を聞いて、調べたらどうかと言うからお願いしたんだけど、ちゃんとせにゃいけん。そういうことがふまじめだと思うんです、あなたは。

もう一つは、町長は頻繁に訪問して説得しておられるというふうに聞いたんですが、担当の部課長がやっぱりそれこそ頻繁に行って説得しなきゃいかん。これは何年になるということ、下水道が接続できるようになってから。それを私が予算審査特別委員会で取り上げてから動き出した。うちの辺の川を見に来るのも、私がそういうことを本会議で取り上げますよと言ったら、下水道の担当者と生活安全課長はどこがどうなんですかと電話をかけてきて時々行っておるんですがね、あそこら辺に。そんなことじゃだめなので。何年前からそういう状況になっておるのをちゃんとやっていないと。誠にふまじめじゃと思うんです。町長がいつでもお答えになるから、今回は再質問からは部課長に答えてもらう。まじめに答えにゃいかん、本当。町長は決断をされて、決心をし、方針

を示されるのであって、あとの部課長がその幕僚としていろんな判断をし、まちの中を走り回って仕事をしなきゃならんのです。何でもかんでも町長が行ってからお願いせにゃいけんようなことじゃ、部課長は要らんのだよ。課長ないしほかの職員だけで行く。だから、そういうことを考えてやってほしい。

それからもう一つは、こんなことは関係ないかもわかりませんが、監査報告でもこういうことは何年もたっておるんですが、接続していないというようなことは聞かなかった。これは答弁は要りませんがね。

それから、この間の予算審査委員会で私はあれほど言うたんですが、広報にも載せていないんですね。こんなものは広報に載せてまちにちゃんと宣伝すれば、これは効果があるはずなんです。企業の皆さんは動かれる。私が質問してから、2社か3社接続されたんですよね、すぐ。うちの近くでも見ております。大きな会社はそうなんです。だから、そういうことをやっぱり効果的に、我々の質問も町の広報でも議会の広報でも載せる。部課長は、うるさい議員がおるからと言うてもいいから、そういうことをあれして宣伝をし、説得をしていただきたいと思う。そういうことを考えながら、今の私が言った以外に、どっちの課長でもいいから、今後どういう対策をとられるか。

○議長（原田）生活安全課長。

○生活安全課長（金子）尾崎川の水質、各流入している出入り口については検査をしたいと思っております。今、それで、検査する方法について研究する時間をいただきたいと思っております。

○議長（原田）下水道課長。

○下水道課長（野間）下水道課としましても、ここの企業につきましては平成11年と12年に供用開始をかけて義務期間が切れております。そのときに通知を出させていただいたり、戸別訪問させていただいて会社訪問させていただいておる状況でございます。町としましても、3年を過ぎた期間に必ず皆さんの広報の方に載せたり、3年過ぎた方に通知を出したりしてやっておるんですが、何せいろんな理由をお持ちでございまして、なかなか接続していただけないのが現実でございます。私の方がこうやって言うのもあれなんですけれども、町としても理由がある方に「すぐ接続しなさい」と言うのがなかなか難しい面がございまして、一応うちの方も会社訪問等をして、接続をしていただくようお願いしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（原田）住吉議員。

○14番（住吉） どうもいろいろ話を聞くと、今ではなしに、今もそうだけれども、企業の方をかばうような発言に聞こえるんですよね。そうではないんですよ。やはり町のために、財源難のときですから、そういう財源もしっかり吸収して今の下水道の工事を進めていかにやいけんだらうと思う。そういうことを真剣に考えてやっていただきたい。昨日もまた白く濁っておるんですよ。生活安全課長等も来たんですが、高校の前の方とか、ちょうどひまわりプラザの横の方は真っ黄色になっておるんです、水が。すごい状況にある。しょっちゅう歩いてみて、それを調べにやいかん。今は、私がこの質問を出して、残念ながら、ボラが来ておるんですよ。この質問を出すまでは来んでもいいと思うておったんですが、来ております。ボラというのはヘドロでも来ますから、これは当てにならないのですが、とにかく去年の暮れまではきれいに水が澄んでね。これは下水道工事のおかげだと。きれいに澄んでおった。今は、見てもらったらわかるように、真っ黒、真っ黄色になっているところもあって、ボラが沈んでおったら魚が見えん状況ですから、そこらをよくあれして。それから、県の保健課ですか、そこらを使うこと。まちの金を一銭も使うことはないんだらうと思うんです。これを有効に使って検査等をしっかりやるように。部課長がしっかりせにやいかん。町長に来てもらわんでも、あなたらが保健所へ行ってそれをお願いして、ちゃんとやらにやいかんと思う。そういうふうにやってほしい。にこにこしておったらだめだ。その点はそこらで、第1問は。

2問目の自主防災組織の充実につきまして、リーダーの養成はこれから取り組んでやりたいということですが、それはしっかりやっていただきたいと思います。

1つ、この中でまず質問したいのは、自主防災組織も、うちの自治会の方も見ておると、何をやっておるのかさっぱりわからんというような感じがいたしますので、地域の特性をよく把握して取り組んでもらわにやいかんと思う。まちの中の地域の特性を分析しておるかどうかを聞きたいんです。どのぐらいに分割して、どうすればいいかと。私の考えでは、海田町は瀬野川を挟んで右岸の方でも上流地域、中流地域、下流地域で違うと思うんです、地域が。水害等の対象としてはやっぱり違った考えで持っていかにやいけん。それから、274号線ですか、県道の。あれから山側と川側では違うんですから、そこらもちゃんと分析して自治会単位か何かの自主防災会に指導していかにやいかん。今度は、左岸の方はこれまた国信地域と、真ん中の付近、そして臨海地域と、3つに大きく分けられると思うんですが、三迫の谷は東西それぞれ違うと思うんです。三迫の方

には土石流とかそういうものがあると思うんです。私は近くに住んでおるから、しょっちゅう、まちを歩くたびに、ここへ津波が来たらどういふ災害が起こるな、上流から水害が起こってきたらどうなるなというふうなことを常に考えておるんです。特に、全部考えておりますけれども、一番近いところ、臨海地域についてどのようなことを分析しておるかといいますと、呉線よりも海側の建物、非常にマンションがどんどん今建っています。林立しておるんです。そのマンションはどのような方向に建っておるか。瀬野川に並行して海側から山側に棟が並んでいるんです、長い方向が。だから、上流から水害が起こった場合はそのマンションとマンションの谷間を上流からの水がぼつと流れてくるんです。水勢も増す、水量も増す。水の量も増してきますよ。そこをよけて谷間に。その谷間に建っておる古い木造住宅はひとたまりもない、吹っ飛んでしまうというふうな状況になるなということも常に考えておる。津波は余り来んだろうと。これにも震災対策編というのが出ておるんです。これにも、海田町には津波が来たことはないから、余り来ないだろうという表現をしておるんです。そういうものをこういう計画に出してはだめなんです。来るかもわからないよ、来るよということを出すのならいいが、海田町には余り来たこともないので、津波なんかは来んだろうと。議員さんの中にもおりますよ、津波は来んと言う。だけど、最近是想定外の災害が起きておるんです。

それで、地震とか災害については文部科学省が今は担当しておるんです。その中にはやっぱり来るだろうと言うておるんです。瀬戸内海でも来るだろうと。だから、そういう来るということを前提にして計画をつくらなきゃいかんと思うんです。今のようなビルとビルの谷間は大変なことになるぞというふうな計画を地域ごとにつくって、住民にそういうことを徹底していかんかと思ふんです。そして、いち早く、逃げる以外にないんですから。マンションとマンションの間の住民は逃げる以外にないんです。ですから、そういう場合に具体的にどうするのかというふうなことを考えておかにかんし、町も、風水害と震災とがありますけれども、サイレンを鳴らして、例の防災無線を使って住民に知らせるというようなことを言っていますけれども、この前も私は話しましたが、そんなものは大雨で大洪水が来たら轟音にかき消されて、どうしようもないんだと。だから、地域のどこかにまちが、防災無線じゃなしに電話か、あるいは携帯電話でも何でも方法があると思うんです。そこへ知らせて、そこからは一軒一軒班長がたたき起こしていかなければ役に立たないということはこの間も新聞で出していましたね。安佐北区の水害でそうであった。助かったのは、あそこの自治会長さんは女の人ですが、

一軒一軒扉をたたいて起こして人命を救助したんだ、助かったんだということを新聞で発表していましたが、そういうことになると思うんです。だから、そこらも今後具体的にどうするのかということを考えてもらっておかにゃいかんと思うんです。

それから、演説ばかりしておるようですが、津波については1平米当たり、1メートル角当たり表面の圧力は20トンだと言っておりますから。あれは1メートルから1メートル50ぐらい来るだろうということを広島県の計画では示しておるんです。表面1平米当たり20トン来たら本当にぼろの、ぼろでなくても木造は吹っ飛びます。そういうことを考えて地域をしっかり指導していただきたいなと思うんですが、そこらのところをどのようにお考えになるか、お聞かせください。

○議長（原田）この際暫時休憩をいたします。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

一般質問を続行します。住吉議員の再々質問に対する答弁からです。生活安全課長。

○生活安全課長（金子）町内の各地区の実態を検証しているかのご質問でございますが、これにつきましては、防災計画の中では町内を4地区に分けて、その実態等につきましては検証はしておりますが、各地区ごとの検証はしておりません。今後につきましては、各地区につきまして地元等のご意見をお伺いしながら一体となってやっていきたいと思っております。

○議長（原田）住吉議員。

○14番（住吉）そのぐらいの答弁じゃろうと思っておりました。この中を読んでみて、細かいことを全然上げていないんです。各地区のご意見というても、各地区の防災会長とかそういうところにそれだけの能力があるかどうか。私は期待しています。あると思うが、難しいと思う。だから、核になるリーダーを養成して、そのリーダーから各地区を指導してもらわにゃいかんということでもあります。時間がなくなったので、簡潔に質問をさせていただきます。そういうことで、何遍も申しておりますが、町役場の組織だけでは、あるいはまちの消防団の能力だけではとても追いつかないというふうな災害が発生する可能性は十分にありますので、それに備えて自主防災会に力をつけておかにゃ

いかんということをお願ひしておきます。

もう一つは、非常に残念なことを申し上げるんですが、防災知識の普及ということで、町の「広報かいた」を利用して防災情報をどんどん流しなさいということをお願いしたんですが、毎月上げてくれておるので、上げておるのは結構だけれども、内容が全然身が入っていない。真剣味が足りない。特にこの6月号なんかを見てみなさい。6月は土砂災害防止月間ですということだけが載っておって、あとは、何ミリ以上の雨が降ったら何とか、20ミリから29ミリはどしゃ降り、傘を差してもぬれるような状況とか。こんなことは、必要かもわからんけれども、本当に防災のために住民の皆さんの役に立つようなものを上げなさいということをお願いなんです。これは、上げろと言うから仕方がない、上げようかというて上げたようなものだ。もう1回自分で読んでみてください、この上げた課は。

(発言する者あり)

- 14番(住吉) 私なら、私の考えを言えと言うから言いますが、文部科学省とか県とか、今は物すごい出しておりますよ、町民の皆さんにお知らせすればいいような情報は。その中から選定してつくり上げていけばいいんです。雨が何ミリ降ったらどうなるとか、傘を差しておってもぬれるとかというような情報を上げて、防災にはくその役にも立たん。もっと身のある情報を町民の皆さんに提供しなさい。これは要望しておきます。

次に移ります。開校記念式典における国歌の斉唱については、教育長が指導しますということだから、指導を期待しておきます。

それからもう一つ、教育長にも町長にもお願いしたいなと思うのは、3代ほど前の海田西中学校の校長は今の国旗を朝に掲揚して、夕方おろしておるんです。だれがやるんだろう、校長がやりよるのかなと思って、わざわざ学校に電話して聞きましたら、生徒がやっておると言うんです。これは非常に大切なことだと思うんです。生徒に国旗を尊重する精神を養う。交代でやっておるんだと思うんですが、これはいいことだと思う。そういうことを全町にやってくればいいなと。隣の小学校とかひまわりプラザは365日、朝から晩まで上げておるから、今はひまわりプラザあたりは真っ黒なんです。どこもやっておるんです。365日おろさんのです。

(発言する者あり)

- 議長(原田) 質問中に声をかけんように。

- 14番(住吉) おろさんのが本当はおかしいんじゃないですかね。国旗とかそういうも

のを尊重する精神を養うために何とかすればいいなというふうに考えます。それを強制するわけにはいかんかもわからんけれども、私は、ひまわりプラザあたりは汚れたら変えなさいと。予算が何とかと言うから、所長が自分から寄附してもいいんじゃないかというぐらい言っておるんですがね。この前も話したかもわかりませんが、そこの地域事務所、もとの合同庁舎、あそこは白旗になっておったんです、真っ白に。赤が完全にさらけてしもうて真っ白になっておった。やかましく言ったら、「予算がありません」と言うたから、よし、県の総務課長に交渉したら、「すぐ変えさせます」と。そうしたら、所長が夕方、断りを言ってきました。「済みません。すぐ変えます」と次の日から変えて。もうまた白うなりつつある。そういう状況を逐一私は改善させるように努力しておりますけれども、今の国旗について、町内でも何かやれば朝から晩まで365日上げておくのはいい方法ではないと思うので、そこらのところをどのようにお考えになるか、お尋ねいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）ご指摘のように、長期に国旗を各施設に上げさせていただいておるんですが、私も各施設を回るたびに、気がついたところはすぐやり変えていただくようにという事は常に言っております。そういう点でまた皆さんの方でもご指摘があれば、即それは対応したい、こういうふうに考えております。

○議長（原田）住吉議員。

○14番（住吉）ついでに、ここで、私は30何年か自衛隊におったので、自衛隊の国旗の扱いについて簡単に、参考のために。

（「言わんでもええよ」と呼ぶ者あり）

○14番（住吉）言うなと言いますが、言います。自衛隊は国家とか国民を命をかけて守る組織なので、国旗は非常に大切にいたします。国家の象徴であるというふうに考えております。私は昭和26年に警察予備隊に入りましたが、その前の25年に警察予備隊が発足した当時からずっと今も続けてやっておりますが、国旗の種類には3種類あります。通常旗、それから祝祭旗、それから荒天旗と、3種類あるんです。普通の日には普通の通常旗を上げておるんです。今日は風が強いとか、雨が降るなというときには荒天旗、ちょっと小さい寸法の国旗を上げます。それから、祝祭日には大きなきれいな旗を上げるんです。3種類に分けて、国旗は大事に扱っておる。そして、朝8時、夕方17時が勤務終了ですが、8時のときには全員国旗の方に正対して敬礼するんです。おろすときも

同じです。見えんところにおる人はそっちの方向に正対させて、不動の姿勢をと。「君が代」とか、ラッパにおける掲揚とか降下があります。そのたびに姿勢を正して、それが鳴りやむまでその姿勢を正しく保っておる。不動の姿勢で。それからあとは、1人のときは、途中でおるときは1人で号令もなしに敬礼します。ということで、非常に国旗を尊重し、国旗を敬う精神を養っております。それは命をかけて国を守るという精神の涵養につながっておるんですが、そこまでやって30何年か生活しておるので、どうもそういうのを見ると不満を感じるんです。今、余分になりますけれども、国土交通省の建設局というのが船越にあります、大きな建物が。ここに国旗が破れて3分の2ぐらいになっておるのを上げておる。365日上げるから。これは今直しております。そういうのをよく気がつくんですが、町内のあれはやっぱり、町長がさっき答弁されましたけれども、ひとつ職員でもってやっていただければ、そういうことが保てるかなというふうに思います。お願いしておきます。今のは要望です。私の考えだから。

それから、交通指導につきましては、私はうちのところの組織、学校の児童・生徒の見守りとか交通指導のために3年余りやってきましたけれども、お年寄りばかりで、気の毒になって解散したんです。私が個人で朝晩やっております。その中で、小・中学生は何とか言うことを聞くんですが、高校生になるとなかなか守りません。特に今は交通ルールというか、規則が厳しくなっておるんですが、それを知らんから、海田高校の校長に対しては、これを教えなさい、指導しなさいということを何遍も厳しく言いますので、まあまあ指導が徹底するようになりましたが、まだまだそういう交通ルールを知らない子どもがおるんです。それはその都度校長にお願いしております。夜間もわたしは巡視するんです。グリーンベストとグリーン帽子で散歩を兼ねて町内を歩いているんです。その際に、国道31号の歩道を矢野の方から帰ってくるのは安芸南高校なんですね。それから、海田方向から帰るのは海田高校。どちらも違反、違法をしていますけれども、自転車は並列したらいけないことになっておるんです。1列でいかにやいかん。国道じゃろうが、歩道じゃろうが。歩道は決められた歩道しか自転車は通りませんから、それでも、そこを広くしておると2列になるんです。それは歩行者に危ないので、いかんと注意しておるんです。夜の分は数十人が一緒になって帰ってくるんですが、半分は無灯火。それで、歩道いっぱいになってくるんです。それも超スピードで帰ってきますから、これは町民に対する危害を及ぼすおそれがある、非常に危険であるということを感じまして、注意をするんですが、注意が行き届かんですよね、10数人の群れでだっ

と飛ばして帰るから。立って注意する方が危ない。家族が言うんです。「お父さん、夜あんなことをしておったら、刺されるよ」と。刺されてもいいよと言うんですがね。本当に危ないですからね、高校生は。ここらは町として、町内にも、中川学園を入れれば、高校に匹敵するようなのが3校ありますし、近くでは安芸南高校があるんですが、そこらはどのように指導されるかをひとつお尋ねいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）ご指摘のように、学校の登下校のときに自転車のマナーの悪いところは、私どもも町内を歩いてみて、かなり指摘をするものがございます。国際学院高校につきましては、以前に何回か校長とか教頭をお願いしたり、また、これはクラブ活動の方の例えばサッカーとか野球とかの監督さんとか部長さんにもそういうマナーを生徒に徹底してほしいという申し入れをしております。海田高校の方は私どももそういう把握はしていませんので、あわせてそういう指導の体制を町としても申し入れることはいいんじゃないかと、そういうふうに思いますので、今からやってみたいと思います。

○議長（原田）住吉議員。

○14番（住吉）それから、次のようなことをやっぱり高校生に徹底しなきゃいかんと思うんです。自転車も車も、酒酔い運転等は同じことなんです。3年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金とか、信号無視は3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金というふうに、今は非常に厳しくなっております。高校生あたりでは2人乗りとか自転車の並進ということも、これは2万円以下の罰金ということになっておるんですが、そういうことを知らん子どもがおるんです。それを教えてやりよるんですが、ぱっと前へ、2列で来ておったら、とめて、あなたらは違法だよということを教えてやりよるんですが、数が多いですから、なかなか行き届きません。片手運転の傘差しとか携帯は5万円以下の罰金なんです。夜間の無灯火も同じなんです。私があそこへ立っておって一番感じるのは、子どもが横断歩道を渡っておるのに、若い青年あたりが自転車で、横断しておる子どもの中に突っ切るやつがおるんです。大きな声で怒鳴るんですが、逃げていくんですがね。これなんかは、横断歩行者等の妨害は3カ月以下の懲役もしくは5万円以下の罰金というふうに厳しい罰則があるんですが、そこらを知らんから、やっぱりこういうことを徹底しなきゃいかんだらうと思うんです。これは私も各高校に送ろうと思うておるんですが、警察から取り寄せたんです。ファクスで送ってくれて。コピーして送ろうと思います。あるところでは、高校生が自転車で小学生を倒して、後頭部を打って損害を

与えたので、5,000万円の賠償を取られた。そういうことがありますので、自転車でも大きな事故を起こしますので、そういうことを子どもに注意せにゃいかんと思うんですが、親も注意せにゃいかん、学校にも注意せにゃいかんというふうなことがございました。これは参考までをお願いしておきます。海田高校も、前に話しましたけれども、校長が割方言うことを聞くようになったのは、私が県の教育長に文書でもって抗議したんです。高校の校長が言うことを聞かない、何とか指導しなさいと言うたら、校長が飛んできて「済みません。指導がおくれました」ということを言うておりましたけれども、やっぱり一人ひとりがそういう気がついたことを徹底していかないと、今の社会ではどうしようもない。特に高校生あたりは、最初の質問のときに申しましたが、これからの国の将来を担っていく子どもたちですから、そういう基本的なことをしっかり教えてやっておかにゃいかんというふうに私は思うております。以上でもって終わりますが、よろしくお願いたしまして、終わります。

○議長（原田）次に参ります。15番、佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。国民健康保険についてお尋ねいたします。今、全国的に貧困と社会的格差の広がりは大変で、その中でも国民健康保険税の問題は深刻です。特に、高過ぎる国民健康保険税は、保険税を払えない実態をつくり出しています。全国的にも税や料の滞納は480万世帯、そのうち1年以上滞納して保険証を取り上げられて資格証明書を発行された世帯は35万世帯、いずれも過去最高で、激増しております。資格証明が発行されると、窓口では10割払わなければならないから、あまりにも支払額が多いということで、受診を控えるという傾向があります。短期保険証発行はその予備軍であります。海田町で5,210世帯加入しておられますけれども、滞納世帯は948、資格証明は38世帯、短期保険証発行が566世帯、1人当たりの保険税は9万594円とあり、加入者の約19%の世帯で何らかの影響があり、苦しんでおられます。

そこで、具体的にお尋ねし、提案もするわけですが、質問1、この19%の世帯に対してどういう影響が出ているのかを調査されておりますか、お尋ねいたします。

質問2、特に、これら保険証を取り上げられてしまった人にどのようにどんな影響が出ているのか、どれだけ受診を控えているのか、調査をやっておりますか、お尋ねいたします。

質問3、国保税の引き下げを多くの町民が切望されてますが、どのように取り組みますか、お尋ねいたします。

質問4、町民の健康づくりで、病気にならない体力づくりが一番と考えます。体力づくりに温水プールと瀬野川河川敷の活用をもう少し計画的に、毎月町民挙げて取り組む施策を提案いたしますが、どのようにお考えですか、お尋ねいたします。

2つ目には、格差社会のもとで弱者救済をということでお尋ねいたします。今こそ地方自治体の役割を発揮するときではないのかと考えます。国民や町民は、たび重なる増税に高負担、勤労者は雇用体制の改悪で身分保障は改悪、社会保障や医療制度も改悪、平和まで脅かされ、住民は悲鳴を上げております。特に、定率減税が全廃されたため、この6月から住民税がまた大增税となり、また、高齢者にはこれに年金課税の強化が加わり、ますます苦しめられております。このようなときだからこそ、自治体が暮らしを応援する行政が求められております。貧困と格差を正すことが問われております。この格差の是正は、大企業や大金持ちを優遇し、庶民を痛めつける、逆立ちした税制を正すことであります。2つ目には、年金、医療、介護など、社会保障の切り下げから充実する政治を求められております。3つ目には、規制緩和による雇用体系の悪化、サービス残業などの無法を正し、人間らしい労働のルールをつくる。格差是正というなら、この3つの根源にメスを入れ、まともな方向に転換させなければ解決しませんが、ご見解をお尋ねいたします。

3つ目には、海田市駅周辺整備と道路改良についてお尋ねいたします。JR高架事業と海田市駅周辺整備がいよいよ具体的になり、そのことが町民の夢と希望を与えることにつながると考えます。

そこで、具体的にお尋ねいたしますが、質問1、駅前、瀬野川右岸整備と明神橋の拡幅がこの整備に欠かせない課題となってきました。どのように整備されるのか、具体的にお尋ねいたします。

質問2、海田市駅前のバス、タクシー、自家用車、バイク、自転車と同じ場所で大変混乱をしております。改善を望む声が大きくなっております。具体的な改善策はどのようなのか、お尋ねいたします。

質問3、JR高架事業は延びたものの、庁舎移転事業は年度的に具体的になってきております。場所や庁舎建設の概要、事業総額、そして財源の内訳、町の負担など、年次計画が必要となってきましたが、どのようになっていますか、お尋ねいたします。

質問4、いずれの事業も財源の大半は国と広島県の負担であります。しかし、財源規模の小さい我が町は、事業額が大きいだけに、計画的に財源を確保しておく必要があります。

ます。この財源確保に基金等をどのように考えておられますか、お尋ねいたします。以上です。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）佐中議員の質問に答弁をいたします。まず、国民健康保険についての質問ですが、1点目の19%の滞納者世帯に対しての影響等の調査につきましては、滞納者に対して随時、滞納者納付相談等において家庭状況等の聞き取り調査を行っておりますが、すべての滞納世帯につきましては、プライバシー等の問題もあり、具体的な要因等の調査は行っておりません。こうした中、一部の滞納者に対しては、納付を促すため、通常の保険証にかえ、短期保険証や資格証明書を発行することにしております。同時に、納付相談等を行い、納付ができない理由や現在の生活状況などについて把握するよう努めているところでございます。

次に、3点目の国保税引き下げの取り組みについては、国民健康保険税は国民健康保険事業に要する費用に充てるため、被保険者の方が負担するものでございます。国保税をどれだけ抑えられるか否かは、医療費をどれだけ抑えることができるかによって決まっております。そのため、町民の皆様の健康づくりをより推進するとともに、徴収率の一層の向上を目指してまいります。ただ、医療費などの現状からすると、国保税の引き下げはできる状態ではないと考えております。

次に、2点目の資格証明書についてでございますが、納付相談等に応じられない方を対象に、滞納状況、所得、財産及び病院での受診状況等を調査し、短期保険証から切りかえて交付することとしております。また、短期保険証からの切りかえは、それまでほとんど医療機関で受診をされていない方に交付することとしております。資格証明書の交付後の調査は行っておりません。

4点目の健康づくりにつきましては、ご指摘のとおり、まず病気に負けない体力づくりが健康づくりに最も大切なことであると思っております。このため、これまで本町といたしましては「海田ウォーキング手帳」を作成し、この中で瀬野川河川敷を活用したコースをはじめ「海田ウォーキング5コース」を設定し、ウォーキングによる健康効果等の啓発を図っているところでございます。また、福祉センターにおきましては、温水プールを子どもから高齢者までの幅広い年齢層に一般開放するとともに、高齢者の方を対象とした水中健康教室を開設するなど、健康づくりに取り組んでおります。ご提案の温水プールや瀬野川河川敷をより活用する事業の実施につきましては、現在策定中の健

康増進計画である「健康かいた21」の中で具体的な取り組みについて検討を進めてまいりたいと思っております。

続きまして、格差社会のもとでの弱者救済についての質問ですが、構造改革により、我が国の経済は回復傾向を続けている反面、格差が生じているのも事実でございます。これの是正に向けて、国においても取り組みがなされているところであり、国の動向を注視しながら、町で取り組めるものがあれば実施したいと考えております。

続きまして、海田市駅周辺整備と道路改良についての質問でございますが、まず1点目の、JR高架事業及び海田市駅周辺整備における駅前、瀬野川右岸及び明神橋の拡幅整備については、区画整理事業で道路、駅前広場や公園などの公共施設整備を行い、関連のある瀬野川右岸に位置する都市計画道路中店窪町線につきましては、区画整理事業の完成に合わせての整備を考えております。また、明神橋の拡幅整備につきましては、現在、県においても予定はありませんが、明神橋上流部の横断陸橋部分等の拡幅につきましては今後、県との協議の中で考えていきたいと思っております。

2点目の駅前広場の具体的な改善策につきましては、本広場は平成18年10月に広島電鉄バスが新たに乗り入れることになったため、朝夕の通勤時間帯を中心にバス、一般車、タクシー等の各交通がふくそうするなどの交通混雑が発生しております。今回、具体的な改善策を計画するに当たりまして、駅前広場を利用している交通事業者、海田警察署と協議を行いました。具体的な改善策としては、バス停周辺の道路拡幅、広場内でバスが回転できる回転路の確保、一般車の長時間駐車対策として駐車場を停車帯に変更する等でございます。工事着手時期は、広島県公安委員会、及び道路管理者である広島県との協議が調い次第、8月ごろには着手したいと考えております。

次に、3点目の庁舎移転につきましては、現在、先の全員協議会でお示しした、現庁舎隣接地東、町営プール跡地、及び海田市駅南口東街区の3つの候補地について、経済性や移転の容易性など様々な視点から、内部で比較検討を行っているところでございます。今後、この検討結果がまとまり次第、議員の皆様にご説明し、ご意見をお伺いする予定としております。このように、現時点では候補地がまだ決まっておりませんので、ご質問の事業費や財源の内訳等については具体的に公表できる段階ではないと考えております。しかし、今後、候補地が決定すれば、連続立体交差事業のスケジュールに合わせて、平成24年度末の新庁舎完成を目途として詳細な事業スケジュールを作成の上、基本設計や実施設計等を行い、具体的な事項を明らかにしてまいりたいと考えております。

次に、4点目の財源確保につきましては、予算執行後の不用額等を財政調整基金や公共施設等整備基金に積み立てており、行政改革などにより財政調整基金の取り崩しを必要最小限に抑えるなど、これまでも今後の大型事業の実施に伴う財源確保に努めているところでございます。しかしながら、本町の財政状況から、これまで以上の基金の積み立ては、福祉施策等、他の施策に影響を及ぼすことになりかねませんので、状況を見ながら対応していきたいと考えております。なお、今後、本町が連続立体交差事業をはじめとする大規模事業を推進し、単独町政として持続可能な財政運営を図っていくためには新たな財源を確保することも検討していく必要があると考えております。以上です。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）国保の問題でありますけれども、予算委員会でも滞納の問題を私がお尋ねいたしましたところ、948、その前は885という、大体5,000余りの世帯があるわけですが、その世帯で約2割の人が滞納か、もしくは何らかの形で、すんなり払えないという状況にあるわけですね。ということは、5世帯に1世帯ということになるわけですが、これは、町長が今の答弁の中で、負担を皆さんで分かち合ってやっていくと。しかし、今の状況の中で本当に自治体は何をしなければならないのか。特に、本当は皆さんの暮らしを応援するのが地方自治体の役割ですけれども、政治が命をとるような今の状態の中で、何とかこれを助けてやる、あるいは暮らしを守るためにいろんな施策をやっていく。特に国保の問題は、広島県は国保に補助を出していないんですね。全国で47都道府県ある中で17が国保会計に補助をしていない。その中の1つに広島県が入っているんです。やっぱりこれらは町長として要求もし、また、近隣の首長さんとあわせてそれは働きかけるべきだというように思うんです。そのもとで皆さんの暮らしを応援する、これが私は一番近道だと。もちろん国が45補助をしておったのが今は38ぐらいしか補助してこないし、ますます削減の傾向にあって、非常にしわ寄せが住民の方にも向いておるわけですが、やっぱり国民の皆さんの負担を軽減させる。それでなくても物すごい重税で攻められておるんですから、その役割を私は町長が今の制度のもとで、何もしなないと言うたらちょっと言い過ぎかもわからんけれども、実際はそうなっておるんです。医者にかかる受診率と費用とを全部簡単に計算をして皆さんに賦課をしておる。今の状況がこういうものなんです。私も長く議席をここへ得させてもらって、ずっと国保の問題、特に選挙で私は下げにゃいかんということを皆さんにずっと訴えて、そのもとでいろいろ皆さんにこうして本会議なんかで提案をするんですけれども、一向に改善さ

れてきていないんです。やっぱり国民の命と健康を守る。本来であれば、これまで日本を築き上げてきた今のお年寄りは無料にすべきだと。社会が本当にこれを守っていくというのが本来の姿なんじゃけれども、それを1割から2割、3割になり、また、払えないような状況があっても、払えと。税収の収納率を上げるために対策室を設けて、いろいろ家庭の事情も聞きながら集めていく。これではちょっとやり方としては私は100%賛成できんです。やっぱりどこからか財源をとってくるということですが、その点はどう思いますか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かにおっしゃるように、自分の体はやはり自分で守っていただくのが基本でございます。そのために、健康である姿が皆さんに浸透する、健康づくりをするというのが先ほど答弁させていただいた中にもあるんですが、「健康かいた21」という、いろんなリーフレットとかで啓蒙しておるわけでございますが、なかなかそれが浸透しにくいのが現状でございます。しかしながら、そうした中で、今ご指摘のように、広島県の国保に関する問題も含めて、首長会議なんかもございますので、そういうところもあわせて皆さんと一緒に陳情したり頑張っていきたい、こういうように考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）いろいろ予算委員会からの答弁の資料をもとにして判断いたしますと、1人当たり、2007年の4月に答弁をいただきましたが、全国平均が7万8,959円、広島県の平均が7万7,646円、海田町は8万1,845円なんですね。いろいろ保険税の状況は、病院が多いとか、あるいは、風邪とかそういう流行性があったら一遍にかかるからそうなるんでしょうけれども、しかし、高い部類の中に入っておるわけですね。だから、これを何とか下げにやいかん。せめて全国平均に近いところへ施策として打ち出して努力せにやいかんと思うんです。全国平均よりもさらに広島県全体が2,000円低いんですね。海田町だけが、行きやすいとか、小ぢんまりしておるから、病院が点々とあったらちょっとでもかかって、それはそれでいいかもしれんが、しかし、国保税を下げる、この努力をしなければ、いつまでたっても、実態のままでそれを賦課することが私はどんどん医療費が、今度は3割から4割になるか知りませんが、しかし、3割取ったら保険として保険の役割をしないような気がするんです。ちょっと病院にかかったら3割負担をする。それで、最高の今の1人平均9万何ぼですね。ずっと、3人おったら20何万というようになるわけですが、その保険の役割が、保険を掛けなくても、3割と今の保険料を

掛けて直接行った方がいいような、そういう考えが起きてこんでもないわけですね。だから、せめて全国平均の水準まで落とす努力はせにゃいかんと思うんですが、どういう努力をされますか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）努力にもいろいろ方法があると思います。町でできる努力が第1番で、私も先ほど申しましたように、とにかく健康づくりを推進して、今ご指摘のような、全国的に海田の位置がどのぐらい、広島県がどのぐらいというようなことも含めて、町広報等にもしっかりそれをPRさせていただきながら、健康づくりに留意するようにお願いしていきたい、こういうように考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）健康づくりの問題で、先ほどから健康、今の河川敷の問題とか温水プールの問題。私も思っておりましたが、町もそれなりにやっておいでなんですね。しかし、町民を挙げて1回病院へ行かなくなるような健康づくり、そうしたら最低でも5,000円は浮くというのか、かからないから、いいわけですね。1人が5,000円、今、9,000人ぐらい国保に加入されておる。世帯としては5,000人ぐらいですから、そうしたら、かなり浮くんですね。今の9万何ぼで9,000人を掛けたら8億何ぼが国保税で予算が上がってきておるわけですが、これを5,000円下げるとか1万円下げたら、すごい効果が出てくると思うんです。だから、自主的に瀬野川を利用するとか、河川敷のウォーキングのルート、あるいは温水プール、そうでなくて、それはそれで必要かもしれませんが、町の施策として、国保に入っておられる方、それ以外でもそうなんです、健康づくり、今から何か計画中というような話を聞きましたが、いい舞台があるんですから、それを思い切って町民に呼びかけて施策をするというのが私は唯一だろと思うんです。全国的にもこの国保の税を下げたところは、端的なのが一般会計からの持ち出し。これも町長がずっと言われるように、長続きせんでしょうね。部分的には下げたでしょうが。しかし、一番の基本はやっぱり健康づくりだと思うんです。だけれども、健康づくりは、いろいろ言わせる人に言わすと、それは理想論であって、なかなか口で言うほどもないというような、そういう言い方をされますが、しかし、町の施策として、それを町民に行政として参加してもらって健康づくりをする。よそのまちよりも海田町はその健康づくりの条件は大いにあると私は思うんです。それを今から計画をして決めると思うんですが、計画はいつごろできるんですか、それは。

○議長（原田）保健センター所長。

○保健センター所長（岡田）「健康かいた21」は今年度中に作成する予定でございます。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）それじゃ、今の、一般開放してお客さんを待つ、町民を待つというやり方なのか、それとも、町が企画をして、少々寝込んだ人でもいろんな介添えをしながら健康づくりに手をかけるのか。世帯としたら半分の人が大体この国保に入っておられるんですから、私は最大限重要視してもいい施策だと思うんですが、その点はいかがですか、お尋ねします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）まちづくりにもいろいろあるわけですが、今、海田町におきましても、子育てのしやすいまちづくりの問題を含めて、今回、保健センター所長が答弁しましたように、「健康かいた21」というのを今作成中でございますので、それができ次第、町を挙げての健康づくりについて取り組んでいきたい、こういうように考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）じゃ、次に移ります。格差社会のもとで弱者救済を。私はもう何回も言っていますが、地方自治体というのは皆さんの暮らしを守るため、暮らしを応援するのが役割なんです。今答弁をいただきましたが、国の構造改革でこうなりましたよ、特に小泉さんの時代で規制緩和によって労働者の体系も変わりましたよと、そういう答弁はいただいたわけですが、しかし、今の青年、30代、40代、もちろん20代の人もそうですが、格差社会がどんどん広がって、ワーキングプアであるとかいろいろあって、私から見れば本当にかわいそうな今の雇用体系なんです。派遣会社から会社へ就職をしても、年金であるとか医療保険は、正規社員だったら会社が今まで半分掛けておったんですが、もう会社は掛けなくてもいいような。それから、退職金もないわけですね。だから、会社は景気が悪くても、よくても、どんどんもうかっておる。しかし、反面、労働者は非常に将来が不安な今の状況ですね。これがずっと続くと、大きく自治体にも影響するわけですね。とりわけ、今、年金問題が大きな問題になっておりますが、しかし、年金の原資を若い人が掛けようと思うと、給料が安いし、一たんもろうたらそれを掛けないというような状況もあって、ますます格差が広がっている。格差の一番の象徴は、今の消費者金融に走るという問題が出てくるんです。私どもがいろいろ調査をしてみれば、大体世帯数の1割が利用しておるといような状況なんです。よくよく調べて、私どもも

無料の法律相談をやったり、生活と健康を守る会で一生懸命皆さんの救済のためにいろいろお話をするんですが、サラ金なんかでも実態を見れば、海田町で数字を合わせてみれば約1,000人が利用しておるということですね。サラ金でお金を借りても、50万しか最初は自分の流用になっていないんです。あとはどんどんどんそれを返すために借金をしたりして何百万もに膨れ上がっておる。どこの県かは忘れましたが、そういうサラ金とかクレジット、それを利用するところは東京に本社があるところに全部、50万しか自分は使っていない、あと250万は利子とかそういうのだから、それを救済するための窓口を県がつくっているというような状況もありました。しかし、海田町で調べてみると、約1,000人の人がサラ金のそういう消費者金融を利用して、その2割が大体焦げついておるというんです。いわゆる破産宣告まで行かないんです。破産宣告も、自分が遊んだ金だったら破産ができんわけですから、本当に生活が苦しいとか、理由がなかったら破産宣告で破産はできないわけですね。そうすると、100人から200人の人が大体ブラックリストに載ったりとか、あるいは破産宣告に近い。こういう状況を野放しにしておくこと自体も私は問題があると思うんです。自治体は、個人でやることだから知らんわいと言うても、しかし、町民はそれで町の中で暮らしておるんですから、救済をする、あるいはこういう相談窓口を町でも設置する。私は今必要な時期に来ておるんじゃないかというように思うんです。特に、犯罪が多いのもこういう社会の状況から犯罪がどんどん生まれてきておるような状況なので、私は今の社会のそうした矛盾が全部労働者や弱い人に向かうような、そういう社会をやっぱりやめさせる、その立場に立たなければ一向に解決しないと思うんです。

特に私は、こういうことを言うたら町長は、国のやることじゃから、県のやることじゃからというような答弁がずっと返ってくるんです。しかし、一番の基本は、原因を取り除いて初めてよくなるんです。その原因を放置しておいて、国の借金が多いから、あるいは県の借金が多いから、県から、国から来たらしようがないという、そういうやり方は間違いですと私は言うておるんです。しかも、町民の代表でありますから、町民の皆さんの暮らしを守る、その役割を町長が担わにゃいかんわけです。病気で苦しむ、あるいは障害者で苦しむ、労働者が雇用で苦しむ、全部それは町の施策として助けてやる方向へやっぱりしていかにゃいかんと思うんです。私はそういうように思うんです。だから、弱者救済のために、あるいは格差社会のもとでのこうした相談をする窓口が私は必要だと思うんですがね。これは一般質問の通告を拡大したようになりますけれども。

しかし、今の実態は私は本当に若い人を含めてかわいそうだなというふうに思うんです。そういう窓口をやっぱり設置する必要があると思いますが、どうですか、お尋ねします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）今ご指摘のような、サラ金等のそういうふうな活用をしないと生活できないような状態の方というのものもあるようには耳にしておりますけれども、実際プライバシーの問題がございますので、本当に生活のために困っているのか、また、一部いろんな浪費のためにそういうのを活用しているのか、この問題を把握することはできません。町といたしましても、人権擁護委員とか困り事相談、また、民生委員の方にもいろんなそういう相談にも乗っていただいておりますので、そういう形で町としては最大限の努力をしていきたい、こういうように考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）それじゃ、格差社会の問題はおいておきます。

次に、海田市駅周辺の問題でお尋ねいたします。予算委員会的时候にも指摘し、そういう問題を発言いたしました、駅側から31号に向かって出る明神橋、あそこはやっぱり早急に解決せにゃいかん問題だろうと思うんです。今の歩道橋があつて、なかなか拡大というか、隅切りであそこを拡大できないような状況もありますが、しかし、今の道路の渋滞の問題、もちろん2号線の瀬野川線に向かっていく道路の渋滞もそれは大きな問題もあるでしょう。しかし、町として一番解決せにゃいかん問題は、あの明神橋をむしろ半分ぐらいまで隅切りというのか、そういう計画が必要ではないかというように今非常に思うんです。もちろん明神橋をかけかえるのが一番でしょうが、今の状況ではそういうことがないから、陸橋を取り除いて橋を半分ぐらいまで拡幅すると。もちろんそれは町も多少持ち出しもあるでしょうが、しかし、この事業を県に思い切って働きかけたらというように思うんですが、どうですか。町長。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この件につきましては、私は広電のバスが正式に申し入れていないときから県の方へ早速行って、担当部署においてその要望をしております。しかしながら、実際、広電が海田を基点として熊野、またセンターに対する運行ということが正式に決まった時点におきましても、今あそこのマンションがございますね、あのあたりの自治会も含めて、学校への通学路も含めて、いろんな形で、どうしてもこれは変えてもらわにゃ困るということと、また、今実際に使っておる通学路の問題も、ご指摘のように、非

常に狭いところでございますので、合わせて3回ぐらい担当部局に行って交通安全のメインの担当の方、また、土木の橋りょうも聞いていますが、実際に今の明神橋の隅切りの問題がどのぐらい強度的にできるかということも県の方も協議をいただいております。とにかく強力にこの問題は早く解決しなきゃいけないということで努力していきたいと思っております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）じゃ、次に移りますが、駅の南口のロータリーの問題ですけれども、ここも飽和状態みたいな状況になっておる。いろいろ考えてみるのに、駅の北口はそう混雑していないんです。何とかあそこを分散しながら、もっと南口を広く活用する。あるいは、保線区もそんなに、利用していないと言うたらちょっとおかしいかもわからんが、人の土地ですが、しかし、JRが持っておるわけですが、民間とは多少違うところがあると思うんです。余計悪いのかもわかりませんが、しかし、一部借用してでもあそこを広く活用する。あるいは、北口をもう少し分散するとか、営業に差しさわりのあるかもわかりませんが、タクシーだけはごっぶり向こうへ行ってもらって、せっかくエレベーターがついたことですから、それで向こうで利用してもらおうような方法も考えたらなというような、そういうことも思うんですが、駅前のそういうJRの土地を利用したり北口を利用したりするのをもう少し有効的に活用してほしいと思うんですが、どうですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この件につきましても、南口がそういうふうな形で、芸陽バスとか、私のところの循環バスの問題、タクシーの問題を含めて、各バス会社、タクシー会社代表、そして、先ほど答弁しましたように、警察の方の指導を受けながら、この間、日にちは定かではないんですが、協議をいただいております。そして、ご指摘のように、今、北口の方がエレベーターもついたり、非常に利便性がついたということから、県の開発公社の方の今の用地買収がかなり進みまして、相手もあることですから、近々というのはいつになるかはわかりませんが、あのあたりが全部更地になるというふう聞いております。そうなれば、またその地域においての、今は一方通行とか時間的な制限をしておりますが、これも全部緩和できて、改めて北口の方への自動車の乗り入れとかの問題がかなり緩和できるんじゃないか、こういうふう考えておりますので、そういうことは県の方へも先般、都市整備の室長さんの方にも申し入れをしております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）もう一つ、今のJRの高架の問題で、土地を今買収していますね。その間、パイプで仕切って確保されておるんですが、7年延びたということもありますが、自転車も車も、そこら辺をもうちょっと活用できないのかというように思うんですが、その辺は考えられんのですか。それをお尋ねします。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）連立に伴って県の開発公社が用地取得をした土地なんですけれども、このものにつきましても、今、町長が述べたように、暫定的に利用できるものは利用していくということで、道路等を整備していきたいと思います。それと、JRの保線区の関係なんですけれども、これは現在町として、少しばかりなんですけれども、全域じゃないんですが、借りているんですけれども、全体の利用が区画整理事業の中で姿が見える状況まで来ておりますもので、なかなかいわゆる大規模に貸していただけない状況がございますけれども、今言った区画整理事業と駅前の整備を緊急に整備していけるように努力してまいりたいと思っております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）じゃ、次に移りますが、庁舎の移転問題。JRは7年延びたと言いましたね。しかし、庁舎の移転の事業の問題、財源も含めてなんですけれども、本当に、今から検討して決めるという答弁をいただきましたけれども、構想として、民間の資金を活用する方向でいくのか、それとも単独だけで、具体的には今3つあると言われたんだけれども、その1つの中に、駅前を利用して、それで民間を活用しながらやっていくという方法もあるわけですね。今検討されておるのは、方向としてはどちらの方向に行くか。答えられんと言うんですから、答えられんかもわかりませんが、どういう方向で検討されておるのかをお尋ねします。

○議長（原田）副町長。

○副町長（山本）先ほど町長がご答弁申しましたように、3案ほど持っております。これは一応内部の検討委員会の方では大体第1案、第2案、第3案というところまで出てきたところなんですけれども、その手法につきましては、あくまで検討としては自己資金でもって建てていく。民間の資金を活用した等と。建設についてのところまではまだ踏み込んでいない状況でございます。今言いましたように、大体町の基本的な考え方、この方針が出てきたという現在の段階ですので、もう少し詰めまして、近いうちに議会の

皆様方にそれをお示しし、ご意見をお伺いいたしたいという予定にいたしておりますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思っております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）具体的にもうしばらくというのは大体どの辺の見当をすればいいんですか。

○議長（原田）副町長。

○副町長（山本）できれば7月ないし8月ぐらいには全員協議会等で内容をご説明させていただければというふうに思っております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）先ほど町長が行政報告の中で、JR高架事業で地元説明会をした、いろんな意見が出たという報告をされましたが、私も予算委員会の際にそのことを指摘して、住民だけでなく議会にも説明してくれということを行ったんですが、そうしたら答弁の中で、近々やりますという答弁をいただきました。それが具体的でないので、いつごろ議会の方にJRから来て、あるいは県から来て説明いただけるのか、念押しのお尋ねです。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）県の方と今現在調整中なんですけど、4月に担当等がかわりましたもので、非常におくれておりますけれども、近々調整をし次第、県の方に来ていただいて、町ともども議会の方に説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（原田）次へ参ります。6番、桑原議員。

○6番（桑原）6番、桑原でございます。本日は、大きく分けて3点ばかり質問いたします。

その第1、予算関係についてでございます。

その1、予算編成方針に沿って予算を作成するに当たり、財政枠配分方式、予算節約制度、これら等について導入する考えがございませうか、お伺いいたします。

その2、地方交付税法の改正、これは新型交付税の導入でございますが、これに伴い、地方自治体の約70%が地方交付税の増額となると聞いております。海田町の場合はどのようなになっておりますか。また、増額幅はどのぐらいであるのか、お尋ねいたします。

その3、一般会計及び水道事業会計の会計別の町債及び公債費に関する収支・残高の状況を常時把握し、広報等を通じて町民に知らせるべきと考えますが、どうでしょうか。

大きな2番、財政健全化、行革等についてでございます。

その1、平成19年4月の財政収支見通し、19FYの当初予算ベースでございますが、これでは、前回平成18年8月分に比して、財源不足累計が改善されております。それは歳入減額累計を上回る歳出減額累計が計上されていることによるものでございます。ついては、平成19年4月の財政見通しのうち、次に掲げる予算区分の算出基礎等についてお尋ねいたします。

(1) 18年度から22年度の歳入総額比較でございます。①町税の減、15億6,700万円。②町債の減、13億3,700万円。③地方交付税の増、プラスの14億2,000万円。

(2) 18年度から22年度の歳出総額比較でございます。①投資的経費の減額、24億4,500万円。

(3) 19年4月の財政収支見通しの上で、平成22年度末の町債残高はどのくらいになるのでしょうか。

(4) 発行条件を前提として、平成22年度末の財源不足額を解消するための町債発行必要額、これはどのくらいになるのでしょうか。

その2、行革実施計画との関係についてお尋ねします。

(1) 財政健全化計画に対する財政収支見通しの経時的変動に伴う行革実施計画への影響、連続性があるわけですが、これについてはどのように考え、対応していかれるのか、お尋ねいたします。

(2) 主として行革実施年度との調整はどのようにされるのか、お尋ねいたします。

第3番、海田市駅南口地区まちづくり計画等について。

その1、海田市駅南口地区まちづくり計画の東・西地区別の進捗状況はどのようになっていますか。

その2、西地区計画は地元住民の理解と協力による同意がなければ事業は進めないとおっしゃっていますが、次の事項についてお伺いいたします。

(1) 住民の同意ということの法的意義はどういうことですか。

(2) 住民の同意について確認の立証的方法は考えられておりますか。

(3) 住民の意見反映の立証的確認方法についてはどうですか。

その3、町が住民の同意事項といいますか、実施時期なり条件、内容等について違背したために住民に損害等を与えた場合等に対する賠償、担保等についてはどのようになさろうと考えておられますか。

その4、JR立体交差事業の計画見直しにより、平成35年、これは16年も後のことですけれども、まで事業が延期されました。海田市駅南口地区まちづくり計画の変更もなされないで、どうして東地区の海田市駅南口土地区画整理事業をお急ぎになられるのか、ほかに理由があるのかどうか、お伺いいたします。

その5、西地区まちづくり事業を先行実施することはできませんか。以上です。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）桑原議員の質問に答弁をいたします。まず、予算関係についての質問ですが、1点目の新たな予算編成方式・制度を導入することについては、これまでの取り組みとして、平成17年度予算から枠配分方式に必要な事業別予算を導入し、一部の経常的経費については既に枠配分を実施している事業もあります。今後は、枠配分の対象事業を拡げていくとともに、あわせて予算節約制度等、効率的・効果的な予算編成方式の導入を検討していきたいと考えております。

2点目の地方交付税法の改正については、平成19年度から、人口と面積を単位とする新しい基準による算定、いわゆる新型交付税が導入されました。今年度の普通交付税額の確定は7月下旬でございますので、現時点では新型交付税の影響額はわかりません。

次に、3点目の会計別の財政状況の公表につきましては、上半期の財政状況と予算及び決算の状況につきましては毎年広報に掲載するとともに、町のホームページには予算・決算の状況以外にもバランスシートや財政比較分析表などにより、幅広い財政情報の開示を進めております。また、水道事業債の収支・残高状況につきましても、広報及び業務状況報告書でそれぞれ年2回ずつ公表しております。今後も内容を検討し、この財政状況や課題を住民の皆様に、よりわかりやすく公表できるよう取り組んでまいります。

続きまして、財政健全化、行革等についての質問でございますが、平成18年8月に公表した財政収支見通しと平成19年3月に参考資料として提出した平成19年度当初予算ベースの収支見通しの比較についてお答えします。

まず、1点目の歳入総額のうち町税の減につきましては、19年度から実施された税源移譲に伴う増収見込み額が少なかったこと、及び20年度以降の税収の伸びを推計するに当たって用いた経済成長率を2%から1.5%に修正したことによって減額となったものでございます。次に、町債の減でございますが、18年度は3月補正予算後の数値に、19年度は当初予算額に置きかえたことによる減額でございます。また、地方交付税の増に

つきましては、町税の推計を下方修正したことに伴い、結果として増額となったものでございます。

次に、2点目の歳出総額の投資的経費の減額でございますが、18年度は3月補正予算後の数値に、19年度は当初予算額の数値に置きかえたための減額でございます。

3点目の平成22年度末の町債残高は、発行条件により変動がありますが、19年度当初予算ベースでの収支見通しでは約100億円前後と見込んでおります。

次に、4点目の平成22年度末の財源不足額を解消するための町債発行必要額についてでございますが、国債と違い、地方債は地方財政法第5条により、原則として建設関係事業費の財源とする建設事業債に限定されており、赤字補填をするための赤字地方債は、特例法によるものを除いて、その発行を制限されているところでございます。したがって、今後の財源不足額については、赤字地方債ではなく財政調整基金等での補填やさらなる行財政改革の実施により解消していかねばならないと考えております。

次に、行革実施計画との関係についてでございますが、財政収支見通しは行革実施計画の効果額を反映して作成しております。したがって、この効果額に変動があれば、財政収支見通しもローリングを行い、整合性を図ることとなります。

続きまして、海田市駅南口地区まちづくり計画等についての質問ですが、1点目の東西地区別の進捗状況につきましては、東地区は、事業計画変更を進めていくために権利者等と協議を行っていますが、西地区は、地区計画素案の中身について理解や協力を得るため、地元権利者の意見等をお聞きし、まとめ次第、全体説明会を実施し、計画案の策定につなげていきたいと考えております。

次に、2点目の西地区地元住民の同意の意義についてでございますが、地区計画の都市計画決定手続きは権利者の意見が十分反映されるようにするなど、法的に義務づけられております。現在、個別訪問等を行い、内容等を説明し、理解を得るべく努力しております。

次に、地元住民の同意確認の方法でございますが、権利者の方々を中心に合意を図ってまいりたいと思います。

また、住民の意見反映の確認方法でございますが、計画素案に対して、権利者等からの意見を求めて作成したものが計画案となるため、今後、その手続きのための条例を定めることとしております。

次に、3点目の質問でございますが、本町といたしましては、整備に係る部分が買収

か寄附かなどの基準方針をより具体的に定め、皆様に示してまいります。その基準方針に沿って、権利者が損害をこうむらないよう事業を進めるため、同意事項に違背することはないと思っております。

4点目のご質問でございますが、JR立体交差事業と土地区画整理事業の区域は、接してはおりますが、同時期に行う必要はないと考えております。また、区画整理事業は必要不可欠な重要な事業で、できるだけ早い時期に進めていきたいと考えております。

5点目のご質問でございますが、区画整理事業は、海田町の玄関口としてのまちづくりの必要があるため、事業を継続したものでございます。一方の地区計画はお住まいの方の将来的な住環境をよくするための目的ではありますが、優先順位の高い区画整理事業を先行し、町の活性化につなげていきたいと考えております。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）再質問させていただきます。予算関係の1番ですけれども、17年度からある程度導入しているというご回答があったんです。それと、予算節約制度については今後検討するということだったんですけれども、大体導入はいつごろを考えておられるんですか。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）枠配分制度、予算節約制度につきましては、今検討しています財政健全化計画の中で具体的に先進地等の事例を見ながら、本町に合うような仕組みで考えていきたいというふうに考えております。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）これは今、財政的に大変な時期なんですよ。今申し上げたこれらの制度は全国でもかなり広がってきています。最近では問題になっている世羅町なんかも盛んにやっています。テレビでもやっていましたね。だから、今から検討するというんじゃなくても、何年度からやるということを考えないと、おくれるんじゃないかと。検討を十分してもらって導入していただきたいと思います。

それから、地方交付税について今、町長の方からご回答をいただいたんですけれども、私が聞きたいのは、算定方法とか、この前、資料をいただきましたね、条件不利地域への配慮等とか、算定費用の統合見直し、いろいろあるわけです。海田町はどの要件にはまって、どのくらい増えたんでしょうかということを知りたい。というのは、財政健全化なんかのところで14億2,000万増えているんですよ。だから、これと関係あるのか

どうかということを知りたいので、こういう質問をしたわけです。その辺はどうですか。

○議長（原田） 財政課長。

○財政課長（臼井） 新型交付税の影響額につきましては、先ほど町長の方から答弁しましたとおり、今年度の交付税の算定が、算定方式、基礎数値、単位費用等の発表がまだございませんので、今年度分での影響額というのは出てきておりません。ただし、総務省の方から発表されております18年度の数値をもとに試算をした場合のことでの試算の影響額であれば、これは総務省の方で公表されておりますので、発表できるんですが、海田町では約3,000万ぐらいの増になるのではないかというふうに試算されております。ただし、これはあくまでも18年度の数値をもとにした数字ですから、19年度の影響額がその数字になるかということについてははっきりしないところでございます。

○議長（原田） 桑原議員。

○6番（桑原） 要するに、この前配ってもらった資料の中に算定方法とかいろいろあるでしょう。その理由は何で、海田町の場合はどれが要件としてはまるんですかということを知りたいんです。この中にあるでしょう、いろいろ。積算、導入の仕方もいろいろ、要因が書いてあるでしょう。そのどれの計算によってなされたから財政収支見通しの、その辺の関係はどうですかということを知っているんです。

○議長（原田） 財政課長。

○財政課長（臼井） 新型交付税の影響額についてはそのとおりでございます。今、桑原議員がご質問の財政収支見通しにおける増額の分につきましては、これは2番目の質問で町長の方から答弁したと思いますが、税収を下方修正したことにより、それに伴う交付税の増というふうなことでございます。

○議長（原田） 桑原議員。

○6番（桑原） 何か時間があれだから。要するに、新型交付税の要因がいろいろあるでしょう。計算方式がどうだと書いてあるでしょう。条件不利地域への配慮等を考慮したために70%ぐらい増えていると言われているわけです。海田町の場合はどれに当たって計算したらこれになったんだよと。増えたんじゃないの。海田町は増えたんですか。減ったの。増えたかどうかとも言わないで、ただ財政収支見通しとの関係を言われても困るわけです。財政収支見通しが出ているんだから、これに関係しているんじゃないかと思って質問しているわけですから、その辺を回答していただきたいわけです。

○議長（原田） 財政課長。

○財政課長（臼井）先ほども答弁申し上げましたとおり、19年度の新型交付税の制度自体、枠組みは決まっておりますが、具体の数値等についてはまだ発表がございません。ですから、影響額がどうなるかということについての具体的なことは言えません。ただし、先ほど言いましたように、18年度の数値をもとに国等、町でも試算をしておりますが、それによると3,000万程度の増額になる。今70%の団体が増えるんじゃないかというふうなことを言われたのも、その18年度の数値をもとに計算した場合のあくまでも試算でございますので、その影響額が19年度で完全に3,000万増えるということではないと考えております。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）財政収支見通しとは今回のそれは関係ないということをおっしゃっているわけね。そうしたら、財政収支見通しは、それがはっきりしたらまた変えるということ。大体財政収支見通しというのはこういうことがあるので、海田町の場合は国がやっているような3,000億か何か増える、そういうやり方でやると大体このようになるよということで財政収支見通しをやられるんじゃないんですか。そうしないと意味がないじゃないですか。あれとこれは別よというのでは、そのたびごとに変えていくような格好にならないですか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）財政収支見通しにおける地方交付税の19年度分につきましては当初予算額を計上させていただいております。これにつきましては3月議会の当初予算の説明のところで概略を説明させていただいておりますが、地方交付税についてはある程度の地方交付税影響額というのは考慮はしております。ただし、それはあくまでも推定額でありますので、最終的に19年度分が確定した段階で、そのほかの要因も出てくると思っておりますが、財政収支見通しについては、そこらが確定したものが出てきた段階でまた変える必要が出てこようかと思っております。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）いろいろ財政収支見通しというのは重要だと思うんです。だから、なるべくわかった範囲のデータは活用してつぎ込んでいかないと、しょっちゅう変わるようなことじゃ困ると思うんです。だから、その辺をよろしくお願ひしたいということなんです。

それと、3番目の会計別の町債残高の町民への報告通知みたいな話なんですけれども、

町長のご回答では「広報かいた」とかいろんな機会に計上しているよとおっしゃったんですけれども、この前の全体会議か何かでも申し上げただけけれども、一般会計しか載っていないでしょう。水道会計について載っていないから、この前、指摘したんです。そして、町勢要覧も出ていますよね。あれの中にも書かれていないでしょう、水道会計は。要するに、地方自治法の219条第2項、これは予算ですけれども、233条の第6項、これは決算ですね。載せていないということは、その公表規定に違反しないのかどうかということが心配なんです。その辺はどうですか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）議員が言われるのは多分決算の状況について広報で載せている部分について言われておるんだと思います。決算の状況については確かに一般会計部分を中心に載せさせていただいております。ただし、上半期の執行状況、町の財政状況というのを、上半期ですから、4月から9月までの執行状況について、これは広報に載せさせていただいておりますが、これには地方債の現在高として一般会計分、公共下水道事業特別会計分、それから水道事業会計分、これについて残高を載せさせていただいております。先ほど町長の方から答弁もございましたが、この財政状況の公表につきましては今後、回数であるとか内容であるとか、ここらを充実させるようなことで検討していきたいと考えております。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）要は今、夕張市が実質公債費比率が28.8であるとか、歌志内市が40.6%とか、そんなことを言っているわけです。町民の関心もその辺にあるわけです。だから、毎月と言わないでも、毎四半期ごとに状況を町民に知らせて、町民の人に町財政への関心を高めてもらって、今は厳しいときにあるんだということを理解してもらって協力をお願いするようなことをやらないとというようなことを考えているわけです。今おっしゃったのは、確かにこの前もお尋ねしたように、実質公債費比率として一緒になってから下がっているでしょう。下がったから、しつこく聞いたわけですよ。私もいろいろ勉強しているわけです。だから、そういうようなことで、実質公債費には入っているからと言うんだけど、町民の人は水道会計の方が100億近い借金があるということはご存じないですよ。だって、書かれていないんですもの。それを言っているわけです。だから、120億円の借金だというのと220億円の借金があるよというのではえらい違うと思うんです。だから、その辺はどうでしょうかというのを言っているわけです。実質公債

費では確かに入っています。入っているんだけど、絶対値が120億しか出ていないでしょう。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）先ほども申しましたように、上半期の執行状況の中ではということで広報に載せさせていただいておる中では、今言いましたように、一般会計で約120億の現在高があります、公共下水道事業では100億の残高があります、水道事業では約9億の現在高がありますということの公表はしております。今後につきましては、何回も答弁しておりますが、回数であるとか内容については町民の皆様にわかりやすいような方法で検討していく、あるいは、必要な情報については提供していくということで考えていきたいと思っております。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）大きな2番の財政健全化、行革等についてなんですけれども、町税の、今の町長のご回答では、税源根拠が下がったと。そして、推定が2%から1.5に下げたと。そういうことはわかるんですけれども、そういうことに計算なされたと言ったんですけれども、18年の8月では14億3,700万増えているんですよ。増えていたんです。それが19年4月には1億3,000万に落ちたと。結局それで15億6,700万落ちたんですけれども、大体今まで14億増えると言って喜んでいて、実際景気がよくなったとかというような説明がこの前あったんですが、税率が2%から1.5に落としたりしたという、その算定基礎というんですか、考え方、それはどうなんですか。プラスだったものがマイナスになったというのはあまりにも数字合わせみたいな話になりかねないと思うんですけれども。1.5になされたというのは、財源が範囲が落ちたとか、その辺は何を根拠にされたんですか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）先ほど、今の2.0を1.5に落としておるというものにつきましては、これは税率ではなくて経済成長率の話だと思います。経済成長率につきましては当然毎年毎年変わってくるものでございます。その財政収支見通しを作成する段階で国等が発表する経済成長率の数値を適用しておりますので、18年8月の作成時では国の方が2.0という経済成長率を示しておりました。今回19年の4月の参考資料として出しました当初予算ベースのときは実質成長率1.5というふうな形でしておりますので、その数字をもとにやっております。当然ここらの収支見通しにつきましては、先ほどの話もありまし

たように、数字が動いてきております。できるだけ現状を把握している数値での置きかえを行っているということで、そこらの経済成長率につきましても、発表されている直近の成長率を用いたということでございます。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）いろいろ大変だと思いますよ、それは。わかりますけれども、1年たっていない8カ月でこんなに変動するというのは、収支見通しが大丈夫かなというように思うわけです。町債の減額にしても、計画に対して8億6,600万円落ちていたんです。それが8カ月後の19年4月では22億500万にさらに下がっちゃったんですね。町債が減ったということは喜んでいいのかどうか、喜ばしいことでもあるわけですがけれども、財源的にこんなに、計画に対して22億も減らして本当に大丈夫でしょうか。根拠を、ただ減らしたんだと言われればしょうがないんだけど、何か根拠があるんじゃないですか、積算基礎みたいな。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）平成18年8月の財政収支見通しでございますけれども、今、桑原議員が比較しておられる数字はいわゆる三位一体の改革後の財政収支見通しの数字でございます。その数字では、その推計ではとても町財政が成り行かないということで、ハード事業、いわゆる実施計画の見直しをして、それ以降で、ハード事業を見直した分での財政収支見通しでの比較をしますと、実際にはこの町債の減は4億ちょっとでございますから、これは事業費が少なくなったための減ということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）そうおっしゃるのならしょうがないんでしょうけれども、地方交付税の増についても、今までは地方交付税が厳しいとあって、18年の8月は計画に対して7億7,000万ぐらい赤字だったんです。下回っていたわけですね。それが、今度は6億5,000万ぐらい増えたことになる。これは、地方交付税というのはなかなか今までは大変だ、大変だということだったでしょう、交付税は皆、補助金と合わせて。それが今回の新型の交付税の計算見直しで増えたから。今おっしゃっていることは、いや、それとは関係ないんだとおっしゃるんだけど、やっぱりこういうふうなことは反映させるべきじゃないんですか。それとは関係なしに収支見通しを、今回の新型のそれとは……。推計でも結構ですよ。そのための収支見通しであろうかと思うんです。だから、その辺はど

うですか。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）地方交付税の件につきましては、先ほどから財政課長がお答えいたしておりますように、まだ国からの具体のそういう数値が示されておきませんので、その数値が示されて19年度の地方交付税の額が確定してくれば、それに基づいて、それ以降の年度の地方交付税の収支見通しを立てていくということになるかと思ひます。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）時間があるですから。（2）番の歳出総額の点で、投資的経費の減が18年8月では2億400万円、約2億減っていたのがさらに減って、19年4月では26億5,000万になったわけですね。今いろいろ質問等がありましたけれども、これからいろいろ工事とか事業が行われるわけでしょう。投資的経費が24億5,000万も減って、行革とか何とかの関係で大丈夫なんですか。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）桑原議員ご指摘の比較のベースが、先ほど申し上げましたように、要は我々が基準としておりますのはハード事業、いわゆる実施計画を見直した後の財政収支見通しで比較をいたしますと、投資的経費自体は1億ちょっとの減でございますから、これは事業費の減というふうにご理解いただきたい。桑原議員ご指摘の分は、先ほど言いましたように、ハード事業見直し前の財政収支見通しでの比較でございますから、額がこんなに大きくなっておるものでございます。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）余り同じようなことを質問してもあれですけども、19年4月財投見通しの上で、推計でもいいんですよ。シミュレーションと同じなんですから。まだはっきりしないからというのでは、前へ進まないんです。だから、財政収支見通しというのはそういう性格のものなんです。いろんな条件をはめてシミュレーションをやった結果を載せるのがあれなんですから、あれがまだわからんからとっていただいではらちが明かないですよ、本当に。だから、（4）番なんかの町債の発行条件なんか、年利とか期間とかいろいろありますよね。今の町長の話だと、赤字補填のときだけ町債を出すというのはおっしゃるとおりだと思いますよ。国だってそういうこと。だから、そういうことを聞いているんじゃないんです。もしそれを、これだけ赤字が出ている、計画自体が赤字が出ているというのがおかしいんだけど、そういうような状況になった場合に、町

債でカバーするとしたら大体どのぐらいになるんだろうかということを試算しておく必要があるんじゃないかということです。だから、わけがわからんからって、そんなことを言ったら財政収支見通しそのものを否定することになるでしょう。大体そういうことを、計画に対してうまくいっているかどうかというのをいろいろ収支見通しでやるというようなことを考えておかないと、町財政がおかしくなりますよということなんです。だから、そういうのを言っているのであって、今現在まだわからんからとか何とかと。本当にそういうように思っておられるなら、財政収支見通しなんていうのはやっても意味がないじゃないですか。だから、ある程度、こういう場合はどうだこうだというのを、より現実味を帯びたようなことの数値を入れて推定をした上で収支見通しを立てないと、じゃ、何のためにやっているんですかということです。その辺はどうですか。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）今、桑原議員ご指摘のように、現実味のある財政収支見通しにするために、ですから、今の地方交付税についてはそういう国からの細かい積算基礎が示されておられませんから、それに基づいて収支見通しをしますということでございます。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）その2の行革実施計画との関係なんですけれども、19年4月の財政収支見通しの作成で、両輪の一方であります行革実施計画の検討や見直しはなされたんですか。どのようになるんでしょうか。

○議長（原田）まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（木原晴彦）行革の実実施計画につきましては随時、できるところからやって実施しております。現実には、先般も予算委員会等でご説明いたしましたように、財政収支見通し、今度財政健全化計画というのを新たにつくろうという段階で、既存の行革実施計画も見直しを図ろうということで今、作業を進めております。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）財政収支見通しがもう2回もやっておられるわけですね。それに伴って、両輪ですから、片方は金の話、実際に行革が動くのは、金が動いたら行革の計画もやっぱり動いてくるでしょう。それが全く今から検討しますということでは本当の意味のあれがわからんじゃないですか。つくっておられないということなんですか。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）いわゆる財政収支見通しと行革の実実施計画の効果額との関係でござい

ますが、先ほど申し上げましたように、当然行革の効果額を踏まえて財政収支見通しを立てております。ですから、実際に行革に取り組んで効果額があったものはそれで財政収支見通しに反映させ、今後やる予定で想定されておる効果額も含めて財政収支見通しでやっていっております。ですから、今回財政健全化計画を立てるに当たりましては、まず行革の実施計画の効果額を固めて、それを財政収支見通しに反映させていくというやり方でございます。

それからもう一つ、先ほどの桑原議員のご質問で、今のいわゆる赤字になったときの起債を発行すると言われたんですが、これは町では認められておりませんので、そういう赤字にならないように財政健全化計画をつくって財政の健全化に取り組んでいくことでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）この前、聖籠町の人 came ときにも話したんです。私はあいさつで、海田町は行革実施計画、財政収支計画、両輪でやっていますと言って見えを切ったわけです。今の部長の話では、行革に基づいて収支見通しをやっているというのは、それはおかしいんじゃないですか。金がないのに、先に行革を決めるのは、幾ら決めていても、金がなけりゃ動かんでしょう。そういう意味で、財政収支見通しがだんだん動いてくるわけですよ。動いたら、行革ができなくなるわけですよ。金がないんだから。今、何か逆のようなことをおっしゃったね。それはどういう意味なんですか。私は財政が先で、金があるから……。それができなくなった、金がなくなっちゃったから行革の方もうまくいかなかったよという意味で質問を申し上げたんです。それが、行革を見て財政収支見通しを立てるといのは解せないんですけども、どうです。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）行政改革になぜ取り組むかといいますと、いわゆるそういう将来的に財源不足を来しますから、行政改革に取り組んでその不足する財源を生み出しましょうということでございますから、当然行政改革をつくって、その効果額に基づいて財政収支見通しを立てていくということでございます。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）大きな3番に行きます。海田市駅南口地区まちづくり計画等についてなんですけれども、要は東も西も、町長のご回答では、今いろいろとやっていますということなんです。それで、2番の（1）の同意の法的な意義なんですけれども、これは先

の3月議会でもまちづくりの適用法令等について質問したんですけれども、堂々めぐりみたいな話で、途中でやめちゃったんですよ。それで納得したわけじゃないんです。時間がないし、途中で打ち切れちゃったから、そのままになっちゃっているんですけれども。今年の10月には私たち土地区画整理審議委員が任期切れになるわけです。そういうようなこともあるし、土地区画整理法で特別措置法、何かそれが二またごう薬みたいな関係でずっと来ているんだという町長のいろいろ回答なんかがあったんですけれども、それで、今回の質問をするわけです。何法に基づいて同意の法的意義が生じてくるんでしょうかと、そういう意味の質問なんです。どうですか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）西地区で進めてまいります地区計画につきましては、住民の総意、要は住民と町が話し合いながらそういう計画を立てていくということなものですから、その同意率とか同意についてのことはございません。要は話し合いの中でその図面、整備をする計画を立てるということですから、はっきり言えば、そういう同意とか法的なものがないということでございます。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）本当にそう思っておられるんですか。根拠法令がわからんわけですか、今やっていること。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）区画整理事業に基づいて都市計画事業、それについては同意事項、それは16条でございます。しかしながら、この地区計画というのはその事業の中に入っていない、皆さんの同意事項でやるという別手法の事業だと考えてもらった方がいいと思います。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）また相も変わらず何かよくわからんことをおっしゃいますよね。土地区画整理事業は、今申し上げたように、この10月で審議委員は辞任せざるを得ませんよね、任期切れで。じゃ、それ以降どうなさるんですか。また審議委員選挙か何かでしたり、計画変更等をかけたりするためにそのようなことをやるんですか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）土地区画整理事業の審議会については10月以降は、はっきり言えば、自然消滅というような状況になってまいります。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）時間があれけれども、よくわからないですね、今おっしゃっていることは。じゃ、10月までは二またごう薬みたいな話でずっとって、10月以降のことはまだ決まっていませんということ、結論的に。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）この区画整理事業につきましては、これまで幾度も計画の変更、方針の変更についてご説明申し上げてきました。それで、今の委員さんの件なんですけど、要するに、変更内容が区画整理を東地区の2ヘクにするということに伴いまして、確かに任期は切れるんではございますが、通常であれば、その任期が切れたら当然また選挙をやって選んでいかにゃいかん、そういうことが起こります。ただ、この計画変更が現在の委員さんが選出されております区域以外の部分で計画を変更しよう、縮小しようとしております関係で、これは運用上の問題として、今度2ヘクが区画整理事業区域となるというような変更が認められた際には、当然その中で委員さんを選んでいかにゃいけんということになりましようけれども、今現在の委員さんにおかれましてはその対象の区域外の方となられますので、これについては任期が終了した時点で、今、部長が申しましたように、任期を終えると。運用上の中で、しばらく空白時間は、これは国・県とも相談したんですが、いたし方がないだろうというようなことで考えております。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）そういう重要なことを何でこの前の窪町の住民の説明会なんかのときに話をなさらないんですか。おかしいんじゃないですかね、そういうのは。また選挙をやらないといけないんだけれどもと。そうではなくて、この前から何回も言っているように、特別措置法の中で今度は東地区の土地区画整理事業はそっちの方の法律の範疇に入るんですよ。だから、二またごう薬的なものじゃなくて、法的にきちっと言えば、補助金とか交付金も出るようになっているし、どうしてあっちこっち、ああ言えばこう言うで、明言を避けるようなことばかりおっしゃっているんですが、その辺がよくわからないんですよ、私は。時間があれですから。

それと、同意とか意見について、（2）番と（3）番に言っていますよね。これは今、町長のご回答の中にもあったんですけども、今後の西地区のまちづくりの円滑な事業実施を図る上からも、西地区のまちづくりの将来には禍根を残さないといえますか、また、トラブルが発生しないように、町の一方的な説明だけに終わることがないように、

住民の意見なり要求を。同意があったんだと。内容のことまではいいですよ。だけど、窪町住民が本当に今のことについて、やろうとしていることについて納得したことでやっているんだというようなことがだれの目に見てもわかるような方法は考えられませんかということを行っているんです。要するに、今度は今までのように、今までは、みんなぶつつぶすんですから、何だかんだいってもどこかへ逃げないといけないのはわかっているんですから。だけど、今回は、ご案内のように、協力しようと思ったら、いろいろ今から交渉をやって、わかったということの一文みたいな話で、念書でも何かとおかないと、後からうやむやになっちゃ困るよということなんです。協力しようとする住民の人も、自分の財産ですから、それで質的にいろいろ差が出てくるわけです、今までと違って。だから、その辺については神経をとがらせているんです。だから、いろいろ話を聞いてみます、本当に。それで、説明だけに来たと。同意はしちゃいけないとか、そういうようなことをいろいろ言っているわけです。だから、その辺について、協力する人が今後とも……。中にはもう家を畳んでどこかへ行こうとする人もいるかもわかりません。何年度からやると言っ、その気になってよその土地を買っちゃったりして、そうでないよというようになったときにどうしてくれるんだというようなことを皆さんおっしゃっているわけです。そういうようなことで、土地の手当てをしたり、ちゃんと同意をしたことよりも違背したというのは、それができなくなったとか何とかと言っは済まされないんですよ、今度は。今度は個々に皆違うんだから。その辺を十分考えていただきたいということなんです。言っていることはわかると思うんですけどね。だから、同意しないと進めないということ、町の方からそうおっしゃっている。それはそれで、皆それは当たり前というか、自分の財産を管理・保全するためには当然自分の都合のいいように町の方に主張するでしょう。だから、それは一方的な説明だけに終わらないで、いろいろと町の見解なり同意を得るようなことになった上で進めているんだよということがほかの人にもわかるようにやってもらわないと、土壇場になって動かないというようなことになっても困るわけです。そういうことなんです。

その4に行きます。連続立体交差事業と東地区の海田市駅南口土地区画整理事業との関係なんですけれども、連続立体事業というのは、町の方でもパンフレットを出されて、踏切をまずなくすると。必然的に南北市街地の一体化を図るという大義名分と経済効果を主張されているわけです、ずっとそういうことで。そのことが平成35年まで延びちゃったんです。16年後です。16年後まで私は生きていくかどうかわかりません。16年後ま

で延期されたことに伴って経済効果、もう二、三年のうちにでき上がるのが15年も延びちゃった、その機会費用とか機会損失、これは莫大なものになると私は思います。3月19日の説明会がありました。私どもも聞きに行きましたけれども、そのときも「なぜ延期したのか」という質問、「おまえら、並んでいるのに、責任をとるやつはおるのか」という質問、部長や課長はおいでになったから、わかったでしょう。それに対して、その大義名分とか、今言ったように、踏切をなくするとか、南北市街地を統一するとか、それが一番大きなメリット、経済効果なのに、必ずしも同時に行う、整備時期がずれてもいいんだ、だから影響ないんだという説明をなされたんです。あまりにも近視眼的というのか、ご都合主義というのか。大目的というのはいえでしょう。南北統一とか、市街地の統一とか、踏切をなくするというのが一番のメリット、経済効果でしょう。それが、同時にあれがないから影響がないとかというのは……。あの説明会のときにも周りの人も言っていましたよ。何で海田町は影響がないと言うんだと。

○議長（原田） 桑原議員に申し上げます。発言時間の制限を超えましたので、発言の中止を命じます。都市整備課長。

○都市整備課長（久保） 答弁をさせていただきます。確かに議員ご指摘のように、連立事業は7年延期されまして、34年に完成する予定でございます。ここで考えていただきたいのは、今進めております区画整理事業、それと地区計画、それが今、変更の法的整備をしております。それが終わりますと、一応20年度の3月をめどにしておるわけですが、これが整備されて計画変更がなされますと、すぐにでも区画整理事業に取りかかっている。これが、地元説明会でもご説明しましたように、約5年ぐらいかかるということです。その後、地区計画に入っていくというのが大きな流れでございます。その中で、確かに連立自体も7年間おくれましたけれども、平成24年にJRと協定を交わしまして、25年から工事にかかっていくと。区画整理も、これは駅前整備、高度利用化とかというものでなくて、区画整理自体は公共施設の面整備で、要するに地面の整備でございますので、これが終わった後、その残りました土地をどういうふうに活用していくか、これが多分25年あたりから、予定どおりいきますと、それがどういう事業手法になるかはわかりませんが、高度利用を含めたそこらの開発が行われていくんじゃないかということで、連立も工事に入りますし、高度利用に関する整備もそのあたりから始まっていくということがございますから、そんなに影響はないのではないかなというふうなお答えをしておるわけでございます。

○議長（原田）ここで暫時休憩をいたします。再開は15時30分といたします。

~~~~~○~~~~~

午後3時08分 休憩

午後3時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。11番、河野議員。

○11番（河野）11番、河野です。2つほどお聞きいたします。

まず、賃金のことについてお聞きします。労働者には最低賃金で保障されて生活ができるように国がしておるわけですが、町職員はぴしゃっと階級が決まっておって、その中での枠は決めてあるわけですが、外郭団体または委託の職員等の給与の格差がどのようなのかを町として監督することができるのかどうかということをまずお聞きします。

次に、町内に高層ビルがどんどん建っていきよるわけですが、内部は外からは見えませんが、いろいろ業者で知恵を絞ってやっておるわけですが、外観について、色がどのようになっておるかということとはわからんところもあるんですが、自分のマンションを売るためにいろいろカラフルな色で宣伝をしておるといふようなところもあるわけですが、欧米等については個人の民家までも色を統一しておると。実に自然の風景と溶けて非常に美しいと私は思うわけです。海田町も建築確認申請のときにそういう条件をつけてみる必要があるかどうかと私は思うんですが、町長はどのようにお考えかをお聞きいたします。以上です。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）河野議員の質問に答弁をいたします。まず、賃金についての質問でございますが、町の外郭団体である社会福祉協議会及びシルバー人材センターは、それぞれの規定で決定しております。給料につきましては、町職員より若干の差がございます。また、監督権につきましては、任命権等がないため、町にはございません。次に、委託の方の賃金等については、受託業者において決定されております。監督権でございますが、契約書の中で決定している委託事項については町にあります。町の臨時職員につきましては、最低賃金及び周辺市町の状況を勘案して賃金等を決定しております。

続きまして、まちの美化についての質問でございますが、マンションの外壁の色の統一につきましては、マンションなどの大規模建築物において、広島県が制定しましたふ

るさと広島の景観の保全と創造に関する条例により、本町に大規模行為届出書を提出することになっております。その中で外壁の色彩についての項目もあり、色彩については、落ちつきのある色調、素材色を用いるものとなっております。その範囲での指導・助言はできますが、個々のマンションについて色の統一は難しいと考えております。また、確認申請時に条件としたらどうかということでございますが、確認申請は建築物の敷地の安全性、構造及び建築設備に関する規定に適合するかどうかを審査するもので、色についての条件を出すことはできません。以上です。

○議長（原田）河野議員。

○11番（河野）2点目のことなんですが、権限としては確認申請時には色についての文句は言えないと。これは、どういいますか、それにわざと逆らうような色をしたということで、近隣の市においてちょっともめたことがあると私は記憶しておるんですが、これは何も触れないというのではなしに、先ほど町長が言われましたように、落ちついた色でということは、これは県の方でそういう考え方をしておるんですが、それをさらに確認してみるという必要もあるのではないかと思うんですが、町長はどのように思いますか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）色彩につきましては、先ほど町長が答弁いたしましたように、個々のマンションについては統一さすというのは非常に難しいだろうと思っております。しかしながら、奇抜な色、いわゆる原色等、そういうようなものについては助言・指導を町の方でいたしていきたいと思っております。

○議長（原田）次へ参ります。1番、久留島議員。

○1番（久留島）2点ほどお尋ねいたします。

1点目、国保税の賦課方式の変更について。これは先ほど佐中議員の質問と一部重複することがあるかと思いますが。国民健康保険の賦課方式ですが、海田町は県内の多数の自治体が採用している4方式、すなわち所得割、資産割、均等割、平等割の、4つの方式をとっています。資産割については、多額の固定資産税を納付しているにもかかわらず、国保税にも資産割として土地と家屋に対して課せられております。収入がなくとも持ち家を持っている人には資産割が課税されており、税の二重課税となっております。全国的に見ても資産割賦課の廃止傾向にあり、また、高齢社会を迎え、年金受給者などの負担も考慮し、不公平感のある資産割をなくして3方式にして、広島市のような

制度に近づけるようにした方がよいのではないのでしょうか。町はどのような見解をしているのか、お伺いいたします。

1番、広島市と海田町を比較すると、国保税の平均税額はそれぞれ幾らになっているのか。

2番、資産割を全廃することは、資産割分が所得割、均等割、平等割に反映される。一度に廃止することが難しいのであれば、段階を踏んで廃止すべきではないか。

3番、これまで国民健康保険運営協議会に、資産割を廃止することについて諮ったことはあるのかどうか、お尋ねいたします。

次に、消費者保護について。町民から悪質商法などの消費トラブルに関する様々な相談を受けることがあるが、海田町の相談窓口がわからないので、県や広島市の消費生活センターで相談するといった声をよく聞きます。隣の府中町では、相談窓口を設け、組織を挙げて対応しておられます。本町では担当課もわかりにくく、消費トラブルに巻き込まれても、どこに相談すればよいかもわからない状況にあります。このような状況で、町民が安心して生活できる相談窓口体制は確立されているのかどうか。そこで、お伺いいたします。

1番、町民から各種相談が寄せられていると思うが、その件数や内容、傾向について把握しているか。

2番、悪質商法や振り込め詐欺等の情報提供はどのようにされているか。

3番、消費生活相談窓口の看板を上げ、相談に対応できる職員の養成を図ってはどうか、お尋ねいたします。よろしく申し上げます。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）久留島議員の質問に答弁をいたします。まず、1点目の広島市と本町の1人当たりの保険料または保険税についての質問でございますが、平成17年度の状況では広島市の保険料は7万9,879円、本町の保険税は9万89円となっております。

次に、資産割を廃止すべきではないかとの質問でございますが、今年度に開催を予定しています国民健康保険運営協議会の中で賦課方式等についてご審議いただくことになっております。

また、国民健康保険運営協議会に資産割の廃止について諮ったことがあるかとの質問でございますが、諮ったことはありません。

続きまして、消費者保護についての質問でございますが、1点目の町民からの各種相

談については、平成18年度では相談が14件ありました。そのうち架空請求についての相談が10件あり、通知書記載の連絡先には電話等をしないようにと助言をしております。

2点目の悪質商法や振り込め詐欺等の情報提供については、毎月「広報かいた」で「くらしの中の消費者トラブル」を連載しております。また、平成18年度は海田東公民館及び福祉センターで県派遣の講師による啓発講座を行いました。

3点目の消費者生活相談窓口の設置については、職員で対応している他町の状況を参考に検討してまいります。また、職員の養成につきましては、県の研修会に参加させ、相談能力の向上を図ってまいりたいと考えております。

○議長（原田）久留島議員。

○1番（久留島）再質問させていただきます。先ほど町長の答弁で、海田町も一応検討してみるという返事をいただいたんですが、土地と建物、家屋が自分のものであるということでも、建て売りなんかを買った場合は、最初は、自分の名義になっていても、ローンで30年間縛られておりますよね。だから、持ち物は実質的には銀行の持ち物じゃないかと思うんです。それに対して税金がかかってくるというのも不思議なものだと思うんです。そして、それには固定資産税もかかっておりますし、アパートなんかを持っている方の場合は、アパートの賃収の方は所得税で取っていますから、所得割の方にかかっていると思うんです。だから、ここがちょっと不公平に思って質問したんですが、検討していただけるんだったら、今のように広島市が7万9,000円で海田町が9万円というたら、約1万円の差がありますね。佐中議員が言われたように、できるだけ負担が少ないようにしていただきたいと思っております。ぜひ国保税の検討をお願いしていただきたいと思います。

それから、消費者保護についてでございますが、これは相談に来られるのはほんの一部だと思うんです。まだ隠れた被害者がたくさんいるのではないかと思います。啓蒙的にしっかり町民にアピールして、どこへ相談に行ったら確実な回答が得られるのか、しっかりと町民に援助していただきたいと思っております。インターネットなんかはもう広島県の消費者センターが載っておりますが、府中の地域振興課も載せております。月曜から金曜日まで毎日相談に応じると載っております。それから、この1年間で、広島県の場合、被害者が3倍になっておりましたね。19年1月から4月までの3カ月間ですか、この間、72件で、金額が1億1,107万4,310円の被害額、これは振り込め詐欺ですね。前年同期の3倍になっております。こういうふうに氷山の一角だと思いますが、振り込め詐

欺が相変わらず横行しているということは、町内にも被害が出ているのではないかと思います。また、悪質商法で健康器具なんかを売ってくるのがおると思うんですが、この場合も、被害者が私の周りにもおられましたけれども、一たん買ったものを郵便で送り返しても、受け取り拒否をするんですよね。クーリングオフの8日間は品物が行ったり来たりで期限が過ぎてしまうんですよね。これは配達証明でコピーして、はがきをとっておけばいいということになっておりますが、そこまでお年寄りの方がされませんよね。そういうふうな説明の仕方をやはり町の窓口で看板を上げてやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（原田）生活安全課長。

○生活安全課長（金子）住民さんへの周知ということで、町の看板を上げてはということなんですけれども、我々の方で、広報の中にも生活安全課という名前は明記しておりますし、住民さんが庁舎へ来られたときに、受付の方では必ず生活安全課の方へということをお願いをして、実際に来られていますので、看板につきましては、県内で職員で対応というのが2町ほどございますので、その辺の他町の実情等をしっかり調査しまして、町の職員で現在でも対応はしておるんですが、対応内容についてもう1度よく把握していきたいと思っております。

○議長（原田）久留島議員。

○1番（久留島）現在、被害に遭われた方はわかりますか、何名か。

○議長（原田）生活安全課長。

○生活安全課長（金子）相談を受けた中で1件ほどございました。

○議長（原田）久留島議員。

○1番（久留島）被害額はわかりますか。

○議長（原田）生活安全課長。

○生活安全課長（金子）個人保護の関係がありますので、お答えすることは差し控えさせていただきます。

○議長（原田）久留島議員。

○1番（久留島）人の名前を言うわけじゃないんですから、個人情報じゃないですが、私の周りの人は1,000万ほど被害を受けられましたが、その人とは違うかどうかはわかりませんが、そういうふうに隠れたのがありますから、そういうふうなことに十分に気を付けて対処していただきたいと思います。以上、終わります。

○議長（原田）次に参ります。2番、三宅議員。

○2番（三宅）それでは、3点ほど質問させていただきますので、よろしくお願ひします。文章が長くなるかもしれませんが、よろしくお願ひいたします。

それでは、まず第1点目、地球温暖化対策について。毎日のように新聞で騒がれておりますし、サミットでもこのテーマが最重要課題ということで、質問をさせていただきます。地球温暖化の脅威を訴え、世界中を駆け回っている元米国副大統領アル・ゴア氏が、その姿を追ったドキュメンタリー映画「不都合な真実」の日本公開に合わせて来日しました。温暖化は人類にとって最大かつ緊急の危機とゴア氏は唱えております。私たちは今、地球温暖化という、人類がこれまでに経験した中で最も重大な危機に直面しております。氷や雪が激減しているキリマンジャロやアルプス、あるいは、世界中を襲ったハリケーンや洪水による被害など、地球の異変が次々と起こっております。さらには、南極の氷が解け、海面が上昇し、世界の都市が水没し、何千万人もの難民が生まれるとされております。また、温暖化は蚊やダニなどの生息エリアを拡げ、今まで熱帯に限られていた感染症が広いエリアで流行するようになるなどの問題も起きております。これらはまさに人類滅亡のシナリオであります。このメカニズムというものは、温室効果ガスの大気中濃度が高まると、地球が放射する赤外線が宇宙に放出されず、温室効果ガスに吸収され、吸収された熱は再び地表面へ放射されます。この地表面に向かって放射された熱により地表面は必要以上に暖められ、地球温暖化が起こります。現在、平成16年3月にマスタープランとして広島県地球温暖化防止地域計画ができております。その中で最も身近な行政主体である市町村の役割が重要となっており、市町村における地球温暖化対策の取り組みが推進されるよう支援をしていくとあります。海田町での取り組みはどのようなになっているのでしょうか。それでは、質問をしていきます。

1点目、住民、事業者、行政などが連携しての地球温暖化防止対策地域協議会の設立はどうなっておりますでしょうか。

2点目、住民、事業者、公共施設において新エネルギー導入促進をするため、国の助成制度などに関する情報提供や普及活動はどうなっているのでしょうか。

3点目、ごみの排出抑制、あるいは減量化や分別収集の徹底によるリサイクル推進はどうなっているのでしょうか。

4点目、広報紙などを活用して温暖化問題に関する関心を喚起し、効果的な意識啓発をしているのかどうか。

5点目、地球温暖化対策推進法に基づき、温室効果ガスの抑制を図るための実行計画を策定しているのかどうか。

6点目、グリーン購入法で定めている環境物品などの調達方針を策定しているのかどうか。

7点目、県内の温室効果ガス排出量の何と96.3%を占めるCO<sub>2</sub>（二酸化炭素）対策をどのようにしていくのでしょうか。

大きな2点目に参ります。介護予防事業について。介護予防事業は、お年寄りが要介護や要支援になるのを水際で防ぐのが目的です。介護保険財政の伸びを抑えるねらいもあり、保険料を使って体操教室などの予防サービスを、介護認定を受けていないお年寄りにも広げた新しい取り組みです。これは平成18年4月施行の改正介護保険法で導入されております。ただ、対象は、要介護状態などになるおそれの高い特定高齢者と呼ばれる介護予備軍に限られます。基本チェックリストで一定の基準を満たし、身体計測などの生活機能評価を受け、予防が必要と認定されることが条件です。認定されても、予防教室などに参加するかどうかは本人の自由となっております。海田町でも平成18年4月より、社会福祉協議会内に地域包括支援センターが設置され、介護予防事業がスタートしております。1年が経過して、事業の成果はどのようなのでしょうか。そこで、質問をさせていただきます。

1点目、18年度の特定高齢者把握事業の特定高齢者数は何人だったのでしょうか。

2点目、特定高齢者を把握するルート（基本チェックリスト）はどのように実施していったのでしょうか。

3点目、特定高齢者把握事業の担当窓口の設置・周知、あるいは医療関係団体などの関係団体との連携はどう取り組んでいったのでしょうか。

4点目、地域包括支援センター、あるいは保健師などの訪問活動との連携はどのようにしていったのでしょうか。

5点目、基本健康診査の未受診者リストに名前のある人にアプローチしたりするなどの取り組みはしたのかどうか。

6点目、厚労省の定めた基本チェックリストの基準が厳し過ぎると聞きますが、どうなのでしょうか。

7点目、平成19年度から特定高齢者の把握基準の要件が緩和される予定と聞くけれども、どうなのでしょうか。

次に、大きな3点目に参ります。先ほど佐中議員の中にも取り上げてありましたけれども、私なりに質問をもう1度させていただきます。海田市駅南口駅前広場について。広電バスの乗り入れが始まり、駅南口駅前広場はバス停付近が広電バス、芸陽バス、循環バス、一般の送迎車、会社のマイクロバスなどで混乱しております。スムーズな回遊にするためにはどうしたらいいのでしょうか。この問題は3月議会でも質疑があり、町とバス会社並びにタクシー会社と協議をしていくということでありました。先般、3者で協議がなされ、新しい配置図面ができ、現在警察と協議中となっております。新しい配置図面実施は夏以降になる見通しと聞いております。そこで、質問をしていきます。

1点目、広電バスの乗り入れに際して町と広電でどのような協議を最初にされたのかどうか。

2点目、広電バスの乗り入れダイヤを見て、混乱は予知できなかったのかどうか。

3点目、町の循環バスがバス停より手前あるいは先に追いやられ、肩身の狭い思いをしているのをどのように思われるのかどうか。

4点目、広電バス、芸陽バス、タクシー会社から乗り入れの負担金を取るべきと私は考えますが、どう思われるのかどうか。

5点目、駅周辺に駐車場を誘致すべきと意見が出ておりますけれども、どのように考えられるか、質問をいたします。

6点目、混乱解消の新しい配置図面はどのようなものになっているのでしょうか。

7点目、変更配置図面実施は夏以降ではなく、もっと早くできないのかどうか、そのように考えますけれども、いかがでしょうか。以上、よろしく願いいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）三宅議員の質問に答弁をいたします。まず、地球温暖化対策についての質問ですが、第1点目の地域協議会については本町では設置していません。今後、施策を進めるに当たり、必要があれば、設置を検討してまいります。

2点目の新エネルギーの導入を促進するための国の助成制度の情報提供につきましては、国・県からのポスターなどを庁舎内に掲示することとしております。

3点目のごみの減量化や分別収集によるリサイクルの推進状況につきましては、平成18年度で収集処分したごみの量は前年度と比較すると約600トンの増となっております。ごみの減量化に町公衆衛生推進協議会と一体となって取り組んでまいります。

4点目の効果的な啓発については、町広報紙や公衆衛生推進協議会の公衛協だよりに

温暖化問題を取り上げていますし、公衆衛生推進協議会では脱温暖化を重点目標として取り組んでいます。さらに、小学生を対象にした環境学習も行っております。

5点目の地球温暖化対策推進法に基づく実行計画の策定については、現段階では策定していません。

6点目のグリーン購入法で定めている物品等の調達方針については、平成10年度に策定し、平成11年度から実施しております。

7点目の県内の温室効果ガス対策につきましては、県計画の中で定めていますように、県と市町は連携して取り組んでまいります。ごみの減量化、節電など、身近なところから実行していくことが大切であると考えております。

続きまして、介護予防事業についての質問でございますが、1点目の特定高齢者につきましては、24名です。

2点目の特定高齢者の把握方法につきましては、保健センターや町内医療機関等で実施する基本健康診査での基本チェックリストや生活機能評価により対象者の把握をしております。

3点目の特定高齢者把握事業窓口については、地域包括支援センターを窓口としております。また、周知方法につきましては、町広報紙をはじめ、町のホームページなどで紹介するとともに、出前講座や各種会合等において周知・啓発に努めております。医療機関等との連携は、町内医療機関において基本健康診査の受診を奨励してもらうなど、連携を図っております。

4点目の保健師活動との連携につきましては、地域包括支援センターにおいて定期的に会議を開催し、保健センターや高齢福祉課との情報交換を行うなど、相互の連携を図ってまいります。

5点目の基本健康診査の未受診者リストに名前のある人への取り組みについては、地域包括支援センターにおいて、高齢者世帯への訪問により基本健康診査の受診の奨励に努めております。

次に、6点目と7点目につきましては関連がありますので、一括して答弁いたします。ご指摘のとおり、これまでの基本チェックリストは特定高齢者の選定基準が高く、厳しい選考基準となっていました。そのため、特定高齢者数や事業への参加者数が当初の想定と比較して少なく、現行のまま事業を継続した場合には介護予防の効果が十分に見込めないおそれがあることから、本年度より特定高齢者の選考基準について見直しが行わ

れました。その基本的な視点として、大幅な変更は行わず、該当基準等の見直しにより対応すること、また、介護予防事業に参加する特定高齢者数が高齢者人口のおおむね5%程度となるようにするという見直しが行われております。

海田市駅南口駅前広場についての質問でございますが、1点目の乗り入れに伴う広島電鉄バスとの協議内容及び2点目のダイヤの混乱の予想についてお答えいたします。広島電鉄バスが乗り入れれば、混雑が予想されましたので、それを回避するための協議を行い、一度に多くのバスが入ってこないように、バス運行時刻での調整、バスの長時間駐車回避、停車位置の拡大、また、海田町として一部歩車道境界ブロック等の切り取りの対策を実施しました。

3点目の、循環バスが追いやられ、肩身の狭い思いをすることについては、同一の場所を利用しており、そのようなことはないと考えております。

4点目の交通事業者から乗り入れ負担金を取ることについては、駅前広場が全域道路用地であるため、乗り入れに伴う負担金の徴収は考えておりません。

5点目の駅周辺に駐車場を誘致することにつきましては、現在、駅周辺に駐車場として適当な場所がないため、考えていませんが、土地区画整理事業、鉄道高架事業等の駅周辺のまちづくりを進めていく中で検討していく課題であると考えております。

6点目の改修計画については、佐中議員に答弁した内容の改修を予定しております。

7点目の工事を早く実施することについては、佐中議員に答弁いたしましたように、8月ごろには着手したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（原田）本日の議事日程は終了する見込みがございませんので、本日はこれにて延会といたします。なお、明日も午前9時から本会議を開会いたしますので、ご参集ください。本日はご苦労さまでございました。

午後4時06分 延会